北鷹栖団地 建替工事
（本 体）

株式会社 柴滝建築設計事務所
一級建築士事務所　北海道知事登録（上）第８６号
管理建築士　一級建築士　第２６４９４４号　末木　貴茂

代表となる設計者	末木　貴茂	一級建築士　第264944号	工事名 北鷹栖団地 建替工事	図面番号 Ａ－００
その他の設計者				
作　図	宮崎　雅矢	二級建築士　北海道　第（上）3421号	図面名 表紙　縮尺 A2:NoScale	設計年月 2023.11

Ⅰ 工事概要及び範囲

1. 工 事 場 所　北海道上川郡鷹栖町14線16号8491-1の内、8518の内
2. 工 事 範 囲　※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名 称	構造種別・階数	数 量	単位	備 考
●	北鷹栖団地 住棟	木造・平屋建て	306.82	㎡	北鷹栖団地 住棟
○					
○					
○					

内訳

	名 称	構造	階数	型別	戸 数	延べ面積(㎡)	備 考
●	北鷹栖団地 住戸	木造	平屋	1LDK	2 戸	115.98 ㎡	
				2LDK	2 戸	162.22 ㎡	
				3LDK	戸	㎡	
				住戸部計	4 戸	278.20 ㎡	
○				2DK	戸	㎡	
				2LDK	戸	㎡	
				3LDK	戸	㎡	
				住戸部計	戸	㎡	
○				2DK	戸	㎡	
				2LDK	戸	㎡	
				3LDK	戸	㎡	
				住戸部計	戸	㎡	

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無　○ 有　○ 無
4. 指定部分工事
(1) 工事範囲
(2) 指定工期　契約日より　令和　年　月　日まで
5. 別 途 工 事
6. 施 工 区 分（分離発注の場合のみ記入）
※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

項 目	建築	電気	機械	衛生	備 考
集団の設備配管用のｽﾘｰﾌﾞ、箱抜等及びﾓﾙﾀﾙ等の充填	○	●	●	●	補強は建築
上記の補強	●				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	●				埋込電灯、ｽﾋﾟｰｶｰ、ﾌｧﾝ等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込		●	●	●	補強は建築
設備用天井、床点検口	●				
防火戸用感知器、自動閉鎖装置		○			
設備機器用基礎	●	○	○	○	
ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ排水金物	○			○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ	●				接続は衛生
木製建具枠の取付け	●				木製建具枠のﾚｰﾙの欠込は建築
換気扇等取付枠	○	○	○	●	
同上 防雷フード	○		●		
外壁面入排気ガラリ及び防風板	○		●		
水道桝針盤		○	○	●	
灯油集中盤への配線接続		○	●	○	

Ⅱ 各 工 事

1. 図面（工事数量総括表を含む）及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（令和4年版（各工事編））」（以下「標準仕様書」という）、「公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版（各工事編））」（以下、改修標準仕様書）という）、「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）」（以下「解体共通仕様書」という）及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和4年10月版）」による。

2. 特記事項の適用については次による。
(1) 章は○印を、項目は ▷ 印を塗りつぶしたものを適用する。
(2) 特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしのない場合は ＊ 印をつけたものを適用する。
(3) 特記事項で○印を塗りつぶしたものと、⊙印のつけたものがある場合は、共に適用する。
(4) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の有無　＊ 有　○ 無
5. 契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる様式等は、下記による。　(1.2.4)
(1) 落札後、直ちに提出する書類
・口座登録所兼支払種別選択申出書
・契約書
・建設リサイクル別記の写し
・経常建設共同企業体協定書（甲）の写し
・付属協議書
・契約保証書（原本）
・建設リサイクル協議書及び同・別記
(2) 契約後、速やかに提出する書類
・工事工程表
・請負代金内訳書
・現場代理人等指定通知書
・施工体制台帳１
・1級等の施工管理技術検定合格証書の写し又は監理技術者証の写しもしくは経歴書
・健康保険被保険者証または監理技術者証の裏面もしくは住民税特別徴収税額通知書
・共同企業体編成表
・積算労務単価報告書
・下請契約届申出書
・保険関係成立の証
・建設業退職金共済制度掛金収納書（発注者用）
・建設業退職金共済掛金収納書を提出しない理由書
(3) 該当する場合、速やかに提出する書類
・下請負人選定通知書
・施工体制台帳２
・施工体制台帳３
・施工体制台帳４
・下請契約書の写し
・施工体系図
・労務者配置予定表
・火災保険等付保通知書
・建設リサイクル変更協議書
・瑕疵担保責任の履行の確保に関する届出
(4) 施工中に必要の都度提出する書類
・請求書（前払）
・前払金使途変更申込書・承諾書
・中間前金払認定請求予定通知書
・中間前金払認定請求書
・請求書（中間前払）
・中間前払金保証に係る前払金使途変更申込書・承諾書
・出来型部分等確認請求書
・請求書（部分払）
・VOC測定結果報告書
・立会願
・段階確認願
・電気工作物の改修立ち入り協議書
・中間検査実施可能日報告書
・中間検査部分完了通知書
・請負代金額変更請求書（単品スライド）
・請負代金額変更請求書（インフレスライド）
・社会保険等未加入建設業者等を下請け契約の相手方とした理由書
(5) 工事検査前までに提出する書類（調査物）
・木材仕様伏況調査票
・環境物品等の調達実施調査票
・週休2日モデル工事アンケート調査票
・快適トイレ設置工事アンケート調査票
・工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況
・技能士選定通知書
・再生資源利用促進計画書（CORRIS）
(6) 工事完成時に提出する書類
・工事完成通知書
・建設業退職金共済証紙貼付実績書１号様式（元請用）
・建設業退職金共済証紙貼付実績書２号様式（下請用）
・建設業退職金共済証紙貼付実績書３号様式（内訳書）
・住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書
・請求書（完成払）
6. 次の場合に該当し、発注者が必要と認める場合は、設計変更する。
ただし、概数の確定による変更は除く。
(1) 設計図書間に不一致等がある場合
7. 設計図書に記載されている内容が数量総括表等と一致しない、又は脱漏している場合等
(2) 設計図書と現場の状態とに不一致等がある場合
7. 設計図書により示した条件と現場の状態が一致しないことにより施工方法・範囲の変更を必要とする場合等
(ｲ. 設計図書のとおり施工することにより施設利用者又は使用者の利便性、安全性を損ねることが判明した場合等
(ｳ. 受注者からの提案に基づく施工方法が設計図書のとおり施工することより経済性、工法的に合理性があると判断した場合等
(3) 関係機関等との協議結果による工法変更及び仮設工変更等がある場合
なお、大空間等の仮設工事において施工条件に変更が生じた場合や受注者からの提案により経済性や工法的な合理性に優れていると認められる場合は、原則として設計変更の対象とする。

7. 関係法令等
(1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。
・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）
・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）
・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「リサイクル法」という）
・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という）
・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン回収破壊法」という）
・ ダイオキシン類対策特別措置法
・ 労働安全衛生法
・ 大気汚染防止法
・ 騒音規制法
・ 振動規制法
・ 水質汚濁防止法
・ 石綿障害予防規則
・ 特定化学物質障害予防規則
・ 建築基準法
・ 環境基本法
・ 土壌汚染対策法
・ 建設副産物適正処理推進要綱
※その他 関係法令等を遵守すること。

(2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）及び「建築物の解体工事における外壁の飛散等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。

8. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

Ⅲ 総合評価方式による必要事項

○ 標準型総合評価方式
技術提案について
1. 技術提案の保護
技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、北海道が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りではない。

2. 責任の所在
発注者が技術評価案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する瑕疵等の責任が軽減されるものではない。

3. 技術提案に係る履行確認及びペナルティ

○ 簡易型総合評価方式（施工計画書タイプ）
技術評価項目について
1. 責任の所在
発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。
2. 技術評価項目に係る履行確認
簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。
3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認
当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。
4. 技術評価項目に係るペナルティ
加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。
但し、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。
(1) 簡易な施工計画
7. 入札時に加点評価した簡易な施工計画について、不履行が発生し、入札時の評価が下がる場合に減点する。
(ｲ. 減点は、１項目当たり最大５点とする。
(2) 主任（監理）技術者
7. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価よりドが下がる場合に減点する。
なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。
(ｲ. 減点は、評価がﾃﾞｶﾞる項目の組合せに応じて、最大４点とする。
(3) 追加配置した技術者
追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、５点減点する。
(4) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点
7. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。
(ｲ. 減点は、１項目当たり一律５点とする。
(ｳ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

○ 簡易型総合評価方式（施工実績審査タイプ）
技術評価項目について
1. 責任の所在
発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。
2. 技術評価項目に係る履行確認
配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認
当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。
4. 技術評価項目に係るペナルティ
加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。
但し、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。
(1) 主任（監理）技術者
7. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価よりドが下がる場合に減点する。
なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。
(ｲ. 減点は、評価がﾃﾞｶﾞる項目の組合せに応じて、最大４点とする。
(2) 追加配置した技術者
追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、５点減点する。
(3) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点
7. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。
(ｲ. 減点は、１項目当たり一律５点とする。
(ｳ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

● 第 1 章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 道産材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、道産資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）
▶ 2. 環境への配慮	受注者は本工事において、次の(1)から(4)を順守するとともに、北海道公共建築土木シックハウス対策マニュアルに基づき工事を行うこと。 (1) 化学物質を放散させる建築材料等（※1） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（ＳＤＳ）の成分組成表により確認を行うほか、次のアからウを満たすものとする。 7. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、ＪＩＳ又はＪＡＳに定められた「☆☆☆☆を使用する。ただし、Ｆ☆☆☆☆の材料がない場合は工事監督員と協議すること。 (ｲ. 接着剤は、フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない軽揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。 (ｳ. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。 ※1 化学物質を放散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／ＭＤＦ／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤 (2) 環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等調達方針に沿って行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材（機材及び材料を含む）のごみ処理及び廃棄は、可能な限り無害であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮したものを優先的に選択・使用するよう努めること。 (3) 二酸化炭素事項 7. 換気の励行 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。 6. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置 改修工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、工事監督員に速やかに報告するとともに、工事監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。 また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やＶＯＣ測定を行うなど工事監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。 (4) 室内空気中の化学物質の濃度測定 室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。 【測定対象化学物質の種類及び指針値】 測定対象化学物質 ／ 厚生労働省の指針値（２５℃の場合） ホルムアルデヒド ／ ０．００ｐｐｍ （１００μｇ/ｍ³） トルエン ／ ０．０７ｐｐｍ （２６０μｇ/ｍ³） キシレン ／ ０．０５ｐｐｍ （２００μｇ/ｍ³） エチルベンゼン ／ ０．８８ｐｐｍ （３，８００μｇ/ｍ³） スチレン ／ ０．０５ｐｐｍ （２２０μｇ/ｍ³） パラジクロロベンゼン ／ ０．０４ｐｐｍ （２４０μｇ/ｍ³） ※パラジクロロベンゼンは文部科学省対象建築物のみ適用 測定実施 ● 行う ○ 行わない 測定箇所 （４）箇所 ※測定する位置は、監督員の指示による。 測定回数 ＊ １回 ○ ２回 測定時期 ※ 測定を行う時期は、工事監督員の指示による。 測定方式 拡散法（パッシブ方式）または厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。 分析方法 厚生労働省の示している分析方法による。 （測定時の平均室温が２０度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。
▶ 3. 地域材の優先使用	本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を積極的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を工事監督員に報告すること。 地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。
▶ 4. 合法木材の使用	木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、関伐材や合法性の証明されたものを使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成１８年２月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して５年間保存すること。
▷ 5. 特別な材料の工法	設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
▶ 6. 品質計画	建築基準法に定められた区分等 ・風　速（Ｖｏ＝　３０　ｍ／ｓ） ・地表面粗度区分（ ○ Ⅰ　○ Ⅱ　● Ⅲ　○ Ⅳ ・長 寸 積 雪 量（　１３０　cm）
▶ 7. 工事写真	工程写真及び完成写真は、北海道建設部建築局営繕工事記録写真撮影要領による。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事とすることができる。この場合は、営繕工事記録写真撮影要領別添「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」によるものとする。
▶ 8. 技能士	(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告すること。 ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。 なお、施工計画書等の記載事項や添付資料（資格証明等）により選定技能士の内容が確認できる場合も「技能者選定通知書」の提出を省略できる。 <職種> 型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・吹付・塗装・建具仮枠・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・屋根瓦葺施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・仲絡絶縁施・屋根防水施工・ＰＣ工・ＰＣ圧接工・ＰＣ圧工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、設備鋼板工・鋼製杵
(2) 技能士は、職業能力開発促進法による１級、２級所しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記（１）の書面に添付すること。 (3) 技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。	
▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等	受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。 (1) 労働者の安全衛生教育を徹底すること。 (2) 工事現場の安全パトロールを励行すること。 (3) 建設機械器具などの危害防止処置を徹底すること。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努めること。 (6) 公道の汚染防止に努めること。 (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議すること。
▶ 10. 交通安全管理	受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守すること。 (1) 工事施工中の安全管理（交通誘導員の配置日及び人数を含む）について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画する。 なお、計画は道路敷出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じること。 (2) 常に下請負人も含めて工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告すること。 (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面によりエ事監督員に報告すること。 (4) 運搬機械は、許可車数を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。 (5) 建設機械（ｱｽﾌｧﾙﾄﾌｨﾆｯｼｬ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。
▶ 11. 工事完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は、次により工事監督員に提出する。 (1) 完成図関係 ・施工図（仕上り寸法Ａ４判）　２部 ・完成図（Ａ３判）を製本したもの　３部 ~~(1)公園住宅公園、指定管理者住宅管理するもの(2-4部)~~ ~~公園住宅物件は表紙にｶﾗｰﾌｨﾙﾑ仕上げ~~ ・設計原図の貸与　＊ 有り　○ 無し ・ＣＡＤデータの貸与　＊ 有り　○ 無し ・ＣＡＤデータの貸与有りの場合 ＊完成図のＣＡＤデータ及びＰＤＦデータ　ＣＤ－Ｒ等による (2) 保全に関する資料（提出部数　＊ １部　● ２部） (3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書） ＊ 公園住宅物件に適用 各設備の機能が十分発揮しうるよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。 指導案内書　Ａ４判カラーを標準とする　建設戸数＋２部 同上データ　ＣＤ－Ｒ等による　１式 (4) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。
▶ 12. 工事特性・創意工夫・社会性等	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性等及び技術力に関する事項について工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
▶ 13. 電力基本料金	本受電から引渡しまでの電力基本料金　● 本工事　○ 別途
▶ 14. 発生材の処理等	発生材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「有効資源利用促進法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。 処分を行った場合は、処分数量確定のため、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票（写し）を工事監督員に提示すること。なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。 明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。 受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。 なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。 (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告すること。 引き渡しを要する範囲：＿＿＿＿＿＿＿＿ (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。 有価物の範囲：＿＿＿＿＿＿＿＿ なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。 7. 廃棄物再生事業者登録（知事登録） (ｲ. 金属くず商許可業者（警察許可）

株式会社 柴滝建築設計事務所
一級建築士事務所　北海道知事登録（上）第８６号
管理建築士　一級建築士　第２６４９４４号　末木　貴茂

代表となる設計者	末木　貴茂	一級建築士　第264944号	
その他の設計者			
作　図	宮崎　雅矢	二級建築士　北海道　第（上）3421号	

工事名	北鷹栖団地 建替工事	図面番号 A － 01
図面名	特記仕様書【概要・共通】（１） 縮尺 A2:NoScale	設計年月 2023.11

(3) 特別管理産業廃棄物

種　類	
処理方法	
処分場所	【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離　（　　km）
種　類	
処理方法	
処分場所	【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離　（　　km）

(4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種　類	コンクリート塊
場所	【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離　（　　km）
種　類	アスファルト・コンクリート塊
場所	【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離　（　　km）
種　類	建設発生木材
場所	【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離　（　　km）

※　設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。

(5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種　類	
処理区分	○ 縮減　　○ 現場で使用
場所	【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離　（　　km）

(6) その他の発生材

種　類	
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場所	【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離　（　　km）
種　類	
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場所	【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離　（　　km）
種　類	
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場所	【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離　（　　km）

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とすること。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車 業 者 名　（ ○ ○ ○ ○ ○ ） 許可番号　× × × × ×

(8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入・副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。
また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、工事監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事
（次表の一つでも該当するもの）

・ 再生資源利用計画書
次のような建築資材を搬入する工事

土　　砂	５００ｍ3以上
砂　　石	５００ｔ 以上
加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	２００ｔ 以上

・ 再生資源利用促進計画書
次のような指定副資産物を搬出する建設工事

土　　砂	５００ｍ3以上
コンクリート塊 ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 建設発生木材	合計 ２００ｔ 以上

▷ 15. 特殊な建築副産物

(1) 施工調査計画
特殊な建設副産物の施工調査は、次による。　(7.1.3)
なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議すること。

7. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

イ. 分析調査
○ 行う　　○ 行わない

▷ 16. 特殊な建築副産物の回収及び処分

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。　(7.3.1)

(1) フロン
7. 冷媒
関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。

処理区分	＊ 回収
場所	【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離　（　　km）

イ. 建材用断熱材フロン

処理区分	＊ 焼却
場所	【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離　（　　km）

(2) ハロン
ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。

処理区分	＊ 処理
場所	業者名等： 住　　所： 片道運搬距離　（　　km）

(3) イオン化式感知器
製造業者に処理を委託。

処理区分	＊ 処理
場所	業者名等： 住　　所： 片道運搬距離　（　　km）

(4) 穴ふっ化硫黄ガス
製造業者に回収を委託。

種類	○ 絶縁開閉器　　○ 絶縁変圧器等の受変電機器
処理区分	＊ 処理
場所	業者名等： 住　　所： 片道運搬距離　（　　km）

(5) ＰＦＯＳ（ペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸））

種類	○ 池消火剤　　○ その他（　　）
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
場所	【　　】（総合）振興局管内 片道運搬距離　（　　km）

(6) その他の特殊な建設副産物

種類	○
処理区分	○ 処理　○ その他の処理方法（　　）
場所	業者名等： 住　　所： 片道運搬距離　（　　km） 【　　】（総合）振興局管内 住　　所： 片道運搬距離　（　　km）

▶ 17. 北海道循環資源利用促進税

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理を経て搬入される場合でも残さ等が最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

▷ 18. 自主施工期間の施工条件

自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。

ただし、支障の起こす恐れのあるその工種は、工法等を工事監督員と十分協議の上、施工するものとする。

＜工種＞　コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・鉄化工事その他これに類する工事

▶ 19. 季節労働者などの雇用

工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。

▶ 20. 下請負人等への支払いの適正化

下請負人及び資材業者に対する支払いは現金払いとし、やむを得ず手形払いとする時は、当該手形期間を短く（９０日以内）するよう努める。

▶ 21. 火災保険等

工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に加入するものとし、取扱は次による。

(1) 付保する保険
工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の１以上の保険を付保する。
なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。

(2) 保険金
原則として請負代金額とする。

(3) 保険の期間
保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。

工事着手日　←　実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいう。

完成引渡し　～　工期に１４日追加した日とする。

(4) 対象外工事
次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。

(7) 解体、撤去、分解又は片づけ工事
(イ) 外構工事

(5) 保険契約の変更
保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。

(6) 保険証券等の提出
保険契約を締結（変更も含む）した場合は、当該保険証券等の写しを提出しなければならない。ただし、施工計画書等に添付された証券等の写し、保険会社の証明書等により、保険の内容が確認できる場合は、省略できるものとする。

(7) 協議
この取扱いにより難い事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。

▷ 22. 法定外の労災保険の付保

本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。

(1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を負った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。

(2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。

(3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

(4) 契約書第２０条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

(5) 本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の条件や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

▶ 23. 現場環境改善

魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。

▷ 24. 快適トイレの設置

本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。

(1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。

(2) 快適トイレとは、次の7. 及びイ. の各項目を全て満たすものとする。ただしては、必須ではないが、設備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。

7. 快適トイレに求める標準仕様
(ア) 洋式（洋風）便器
(イ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
(ウ) 臭い非密封と換気（フラッパー機能・必要に応じて消臭剤等活用し、臭い対策を取ること）
(エ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
(オ) 照明設備（電源がなくても良いもの）
(カ) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重５kg以上）

イ. 快適トイレとして活用するために備える付属品
(ア) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
(イ) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
(ウ) サニタリーボックス
(エ) 鏡付きの洗面台
(オ) 便座除菌シート等の衛生用品
ウ. 推奨する仕様、付属品
(ア) 便器内寸法900×900mm 以上（半星程度以上）
(イ) 換気設備
(ウ) 音響装置
(エ) フラッパー機能の多重化
(オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備
(カ) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

(3) 従来品相当額（10,000円／基・月）を差し引いた設置費用（実費用）が51,000円／基・月（基準額）未満の場合は、その額で設計変更を行う。
ただし、地域事情など特別な理由があり、実費用が基準額を超える場合は、発注者協議のうえ、その理由が妥当と判断できる場合に限り、基準額に調整しない金額を加算し（又は減じた額）変更を行う。
なお、ハウス等の仮設物又は仮設トイレが一体となった洗浄トイレ（一体型）である場合に限り、基準額の金額を102,000円／基・月と、従来品相当額の金額を20,000円／基・月と読み替える。

(4) 快適トイレの設置にあたっては、次に留意する。
ア. 男女別で各１基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。
なお、設計変更対象の工期は、女別で各１基ずつ２基／現場まで、一体型は１基／現場までとする。

イ. 具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料（見積書を含む）を工事監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。

ウ. 手配が困難な場合は、工事監督員と協議のうえ設置しないことができる。

▶ 25. 建設業退職金共済制度

工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

▶ 26. 工事標識

受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。

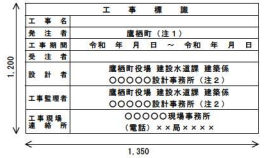

工　事　標　識	
工 事 名	
発 注 者	鷹栖町（注１）
工 事 期 間	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
受 注 者	
設 計 者	鷹栖町役場 建設水道課 建築係 ○○○○○設計事務所（注２）
工事現場者	鷹栖町役場 建設水道課 建築係 ○○○○○設計事務所（注２）
工事現場連絡所	○○○○○現場事務所 （電話）××局×××× （　　）

注１ 発注先へ確認の上、記載する。
注２ 設計又は工事監理を設計事務所に委託した場合、事務所名も併せて記載する。

▷ 27. 公共事業労務費調査に対する協力

(1) 本工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査事項に必要事項を正確に記入し本調査に提出する義務を負い、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

(2) 調査票等を提出した事業所を北海道が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

(3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出ができるよう、受注者は、労働基準法等に基づく就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

(4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合、受注者は、当該下請負人（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前３項の義務を負う旨を定めなければならない。

▶ 28. 工事実績情報の登録

受注者は、受注時、変更時及び完了時に（１０日以内）工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。
また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に提出しなければならない。（対象工事：請負代金額５００万円以上の全工事）

▶ 29. 施工体制台帳の整備

建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。（対象工事：工事１件の請負代金額が４０００万以上の工事）（また、４０００万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合は、提出すること。

また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。

▷ 30. 中間検査の実施

(1) 中間検査の実施
本工事において、次の段階で中間検査を実施する。

実施対象建物名称	実施部位	実施時期
○ _____	○ 基礎工事	○ 配筋完了時
○ _____	○ _____ 階	○ 躯体完了時
○ _____	○ _____ 階	○ 鉄骨建方　完了時
○ _____	○ _____ 階	○ _____　完了時
○ _____	○ _____	○ _____ 完了時

(2) 上記の ほか、発注者が中間検査の実施を必要と認めた場合は、別途文書により通知する。

(3) 受注者は、中間検査実施可能日について、その１４日前までに工事監督員に報告し、検査に際して「営繕工事中間検査実施基準」（北海道建設部建築局）に掲げる関係資料を準備する。

▷ 31. 抜き打ち検査の実施

(1) 抜き打ち検査の実施
本工事において、次の段階で抜き打ち検査を実施する。

実施対象建物名称	実施部位	実施時期
○	○ 杭工事	杭工事施工中
○		

▶ 32. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。

また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。

(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるなどの被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。

▷ 33. 重点的な監督事務の実施

公共工事の品質確保の法に、重点的な監督業務の対象工事に指定された場合は、「建設部建築局営繕工事重点監督業務要領」を適用する。

▶ 34. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。

なお、対象工事に指定した場合は、別途文書により通知する。

▶ 35. 電子納品

北海道建設部建築局制定の「営繕工事電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、工事書類を電子成果品として納品する。

(1) 電子納品の対象書類
電子納品の対象書類は、工事写真及び完成図面を基本とするが、詳細については「ガイドライン」を参考に、工事監督員と協議の上、決定するものとする。

(2) 情報共有
7. 情報共有の対象書類は「ガイドライン」に示すとおりとするが、詳細については工事監督員と協議の上、決定する。

イ. 本工事における情報共有は、電子メールを利用する。なお、受注者側の通信環境などから、施工・管理ともで効率化が期待できない場合は、工事監督員との協議によりデータ授受の方法やデータ種類を決定する。

(3) 要領・基準
電子納品は、「ガイドライン」に考づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省が定めている「営繕工事電子納品要領」及び「写真管理基準案」に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】」を準用する。

(4) 電子納品・情報共有実施に伴う環境整備
7. 受注者は、電子納品及び情報共有を行うにあたり、必要なハード環境及びソフト環境を予め装備している。又は手配可能であること。

イ. 本工事の契約締結後、受注者は「ガイドライン」に基づき、著手時チェックシートによりインターネット環境や利用ソフト、情報共有対象書類、電子納品対象書類について工事監督員と協議すること。

(5) 電子納品
本工事の電子納品対象書類は、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）により２部を市販ファイル（Ａ４判）に綴じて提出する。

(6) 調査への協力
対象期間は、電子納品及び情報共有等に関し、工事監督員から調査依頼があった場合、特段の理由がない限りその調査に応じなければならない。

(7) その他
電子納品及び情報共有の運行にあたり疑義が生じた場合は、工事監督員と十分協議すること。

▷ 36. 「営繕工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用の算定方法等」の試行について

地域外（遠隔地）からの建設資材調達に係る設計変更について（試行）

(1) 建設資材の安定的な確保を図るために地域外（遠隔地）から調達せざるを得ない場合には、事前に工事監督員と協議すること。その場合、調査項目及び検査事項に関する費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(2) 本試行の対象となる建設資材は、生コンクリート・鉄筋・鉄骨・アスファルト合材・石材等（砂、砂利、割栗石等）及び仮設材（運搬に要する費用のみ）とする。

(3) 受注者の責に帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

▷ 37. 「営繕工事における地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の試行について」の試行について

(1) 本工事は、今後、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策について変更が生じ、遠征なる工事の実施が困難となる場合に必要となる費用について、「営繕工事における地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の試行について」、設計変更により対応する試行工事である。
なお、当該試行による変更項目は、次による。

（実績変更対象項目）
共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用
現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

※労働者確保が出来ず、安易に地域外から確保しても、工事施工面の地域に応じた労働力の確保が確認されなければ、労働者確保に要する費用の設計変更はできない。

(2) 受注者から協議を受け、設計変更が必要と認められる場合は、次のとおりとする。

7. 受注者は、実績変更対象項目について特記仕様書により、積算方法を明確にすることとする。

イ. 受注者は、労働者確保に係る方策に変更が生じ、北海道建設部営繕工事共通費積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更をすることがあるので、受注者は、労働者確保に係る費用の設計変更を希望する場合は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」（様式1-2）及び「労働者確保に係る実施計画書（詳細内訳）」（様式1-3）を工事施工打ち合わせ簿に添付し、工事監督員に提出する。受注者は、「労働者確保に係る実施計画書」等の提出に当たっては、入札時に工事施工予定計画における各種の内訳がわかる資料（見積書等）を整理し保管すること。
ただし、労働者確保に係る工事内容に変更が生じても、設計変更を希望しない場合は、上記様式の提出は不要とし、工事打合せ記録簿で確認を行う。

ウ. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出出来ない場合は、原則、労働者確保に要する費用の設計変更は行わない。

エ. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出した受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、工事施工に支障が生じるなどの理由で工事打合せ記録簿に記載し、工事監督員に提出し協議を行う。

オ. 受注者は、工事監督員と協議を行い、労働者確保に要する費用の設計変更が必要と認められた場合、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を請求する。設計変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書」（様式2-1）
（様式2-2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を、工期完了後30日以内に工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

カ. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

キ. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

費目	実績変更対象項目	当初積算方法
共通仮設費	仮設用借地料（準備費）	○当初積算では計上していない。
	宿舎費（仮設建物費）	○当初積算では計上していない。
現場管理費	募集及び解散に要する費用（労務管理費）	○当初積算では計上していない。
	賃金以外の食事、通勤に要する費用（労務管理費）	○当初積算では計上していない。

（地域外労働者確保に係る費用については現場管理費率に含む）

（地域外労働者確保に係る費用については現場管理費率に含む）

（地域外労働者確保に係る費用については現場管理費率に含む）

（地域外労働者確保に係る費用については現場管理費率に含む）

▷ 38. 週休2日モデル工事

(1) 建築、電気及び機械工事のうち、受注者が希望する工事を「週休２日モデル工事」と呼称する。

(2) 受注者は、週休２日による施工を希望する場合、契約後、工事監督員に申し出のうえ「週休２日モデル工事」として施工できる。

(3) 週休２日とは、対象期間において、土日・祝日に閉わらず、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4) 対象期間とは、工期内において、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に要した日から後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日までの期間をいう。
なお、年末年始６日間（12月29日～1月3日）及び夏季休暇３日間（8月13日～15日）、土曜閉所のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(5) ４週８休以上とは、対象期間における現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、機械等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
【現場閉所率の算定方法】
Ｋ（%）＝Ａ／Ｂ　※Ｋ：現場閉所率（%）
Ａ：対象期間における現場閉所日数
Ｂ：対象期間の日数

(6) 現場閉所とは、現場作業を行っていないとするため、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業や現場事務所での書類整理等の事務的内業を除き、１日を通して現場が閉所された状態をいう。

(7) 週休２日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休２日による施工を率先する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

(8) 発注者は、以下のアーウまでの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもとなる工事費の確算に用いる種別単価・市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、４週６休に満たない場合は、変更の対象とない。

7. ４週８休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）
補正係数1.05

イ. ４週７休以上４週８休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）
補正係数1.03

ウ. ４週６休以上４週７休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）
補正係数1.01

(9) 週休２日の実施の確認方法は、次によるものとする。
7. 工事着手前
・ 受注者は、現場閉所予定日を記載した計画工程表を施工計画書に添付し工事監督員へ提出する。

・ 工事監督員は、受注者より受領した計画工程表により、週休２日が確保されていることを確認する。

・ 「対象期間」の設定として、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に要した日から後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

イ. 工事着手後
・ 受注者は、工事監督員による現場閉所の状況等の確認のため工事週報等に「現場閉所日」を記載し、工事監督員に提出する。

・ 工事監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された工事週報等により、定期的に現場閉所の状況、対象期間における現場閉所日数を確認する。

(10) 受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

▷ 39. 「執務並行改修工事における時間外及び深夜の作業に係る労務費の積算方法等」の試行について

(1) 執務並行改修工事において、施設管理者の要望等により施工時期や施工時間が制限され、工期等を確守するためやむを得ず時間外及び深夜（以下、時間外等という。）の作業をせざるを得ない場合において、必要な時間外労働及び深夜労働に係る労務費の割増分に相当する費用について次により設計変更を行う。
なお、取扱時期に施工時期・施工時間等の施工条件について記載があるもの及びが規模や修繕工事は除く。

(2) 受注者は、時間外等の作業を行う計画がある場合、事前に工事監督員と協議すること。
この場合、工事監督員に次の書類を提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

7. 施設管理者からの要望等の内容を記載した打合せ記録簿

イ. 制限される施工時期・施工時間により遅延する工程を記載した工事工程表

ウ. 時間外等作業の計画を記載した時間外等作業計画書

エ. その他、工事監督員が求める書類

株式会社 栄滝建築設計事務所 一級建築士事務所　北海道知事登録（上）第８６号 管理建築士　一級建築士　第２６４９４４号　末木　貴茂	代表となる設計者	末木　貴茂	一級建築士　第264944号
	その他の設計者		
	作　　図	宮崎　雅矢	二級建築士　北海道　第（上）3421号

工事名	北鷹栖団地 建替工事	図面番号 A － 02
図面名	特記仕様書【共通】(2)	縮尺 A2:NoScale
		設計年月 2023.11

(3)　受注者は、設計変更の手続き後に時間外等作業を実施すること。また、時間外等作業終了後は、工事監督員に次の書類を提出又は提示し、実施状況を報告すること。

7.　時間外等作業の実施内容を記載した時間外等作業実施報告書

イ．7.の状況が確認できる作業日報等の作業記録の提示

(4)　工事監督員等との協議の結果設計変更が認められない場合、受注者は再度施設管理者と調整を行う。

(5)　時間外等作業に係る割増分労務費の算出方法は次のとおりとする。

時間外（深夜）割増分労務費 ＝（労務単価 × K）× 作業時間数

※ K（割増賃金係数）＝ 割増対象賃金比 × 1／8 × 割増係数

※ 労務単価及び割増対象賃金比は、「公共工事設計労務単価表（農林水産省・国土交通省）」の職種別単価及び別表-1「割増対象賃金比」の数値を採用する。

※ 割増係数は、時間外0.25、深夜0.25とする。（積算標準単価に平均的能力の作業員による標準作業量の労務費が含まれているため、時間外労務費の割増係数は、割増分のみ（1.25-1=0.25）とする。）

(6)　受注者位置に帰すべき理由による時間外等作業については、設計変更の対象としない。

(7)　受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

▷ 40. 防塵養生

防塵養生は、次の範囲とする。

(1) 養生期間

12月16日から3月15日を原則とする。

ただし、12月16日以前と3月15日以降において品質確保の観点から防塵養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする

なお、寒中コンクリートの養生期間については、第6章コンクリート工事の期間

(2) 養生方法

7. 仮囲　○ 上家仮囲　（ ＊ 単管足場+ｼｰﾄﾊﾞﾀｰｼｰﾄ程度
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿）
○ 側 仮 囲　（ ＊ ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ　○ ｺﾝﾊﾟﾈﾙ　）

イ．採暖　○ 外部採暖　○ 内部採暖

▷ 41. 夏期の熱中症対策

次に示した項目は、必要に応じて設計変更できるものとする。

(1) 対象期間

＊ 夏期（6月1日～8月31日）

(2) 対象項目

・ 遮光ネット

・ ドライミスト

・ 暑さ指数（WBGT値）の計測値の設置

※ いずれの項目もリース代を対象とする

▷ 42. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の取り扱いについて（令和2年4月28日付け事務連絡）に基づき、追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書（又は変更実施計画書）を提出すること。
なお、必要と認められる対策については設計変更の対象とする。

▷ 43. 北海道インフラゼロカーボン試行工事について

(1)　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。

(2)　工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案・協議し取組を実施することができる。
実施要領については、北海道建設部計画整理課ホームページで確認すること。

(3)　試行を実施する場合は、次のとおりとする。

7.　受注者は計画書を作成し、この計画書を工事打合せ記録簿に添付し、工事監督員と協議する。

イ．工事監督員（総括監督員）は、7.の協議があった場合には、評価できる提案内容で効果が確認し受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再協議できる。

ウ．受注者は、イで提案・協議した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。

エ．受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員（総括監督員）に「実施状況報告書」を提出する。「実施状況報告書」には、ウ.で撮影した写真を添付する。

オ．工事監督員（総括監督員）は、「実施状況報告書」により、イ.で提案・協議された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施行成績評定の「6．社会性等」の該当評価項目を加点評価する（ただし、工事施工成績評定を行わない場合を除く。）。
なお、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合又は、の提案協議がない場合には、加点評価は行わない。

(4)　本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

▶ 44. ゴム製品等に係る品質確認について

(1)　ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品（株）、ニッタ化工品（株）で製造された製品や材料（以下「ゴム製品等」という。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品（株）、ニッタ化工品（株）と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、工事監督員の確認を得るものとする。

なお品質証明において、以下の試験及び検査を行う際、製品に応じて必要な規格（計測項目）について取得するものとする。

通常状態での試験（常態試験）～　硬さ、比重、引張強度、伸び

熱老化試験 ～ 熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）

圧縮永久ひずみ試験 ～ 圧縮による残留歪み

製品検査 ～ 外観、寸法、性能

(2)　ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い

第三者による品質証明書類を提出した工事監督員の確認を満たす場合であっても、後に製品不具合が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

▷ 45. 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について

(1)　本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、CCUSの活用に関する評価対象項目を設定し、その達成状況に応じた工事施行成績評定を実施する試行工事である。

(2)　本工事において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

・技能者：元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。

・カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダーをいう。

・現場利用料（CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴数（カードタッチ）ごとに生じる料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。

・就業期間：CCUS活用モデル工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不稼働日及び後片付け期間を除いた期間とする。ただし、現場事業主自ボで工事業者登録、技能者登録及び管理者ID（現場管理者）登録が完了していない場合は、これらの登録が全て完了した日の翌日を期間の始まりとする。

(3)　本工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を申出し、下記の評価対象項目ごとの判断基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合、工事施行成績評定において加点評価を行うものとする。

〈評価対象項目〉

①事業者登録

②管理者ID（現場管理者）登録

③技能者の就業履歴の蓄積

④アンケートの提出

〈判断基準〉

①元請企業の登録

②当該現場の登録

③対象期間の日数の50%以上蓄積

④工事完成までに発注者に提出

※既に事業者登録を終えている場合は、①の基準を満たしているものとする。

(4)　発注者は、受注者に対して(3)に掲げる基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、基準の達成状況を確認するものとする。

〈提出資料の例〉

就業履歴一覧（月別カレンダー）など

(5)　受注者が、(3)に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施行成績評定基準の工事成績評定の考査項目別運用表における評価項目「5．創意工夫・施工上の配慮」の「その他」欄に「CCUS活用モデル工事の基準達成」と記載して、加点評価することとする。

(6)　CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、次のとおり、設計変更時に支出実績に基づき、共通仮設費として計上することとする。

この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

ア　カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入等の費用について、購入又はリースを証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限とし、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工量所が点在する工事の場合など入構管理等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、発注者協議を行い、必要と認められる場合、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

また、カードリーダーではなく、スマートフォンや携帯電話等を活用した入退場管理サービスを使用する場合は、1工事あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とし、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

イ　現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、共通仮設費として計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

(7)　受注者は、別に定めるアンケートを工事完成までに発注者に提出するものとする。

(8)　本条に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

▷ 46. 遠隔臨場の試行工事

(1)　当該工事は、「建築局発注営繕工事における遠隔臨場の試行工事（以下「試行工事」という。）」の対象工事である。
受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（工事監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。
なお、本試行工事は、「建築局発注営繕工事における遠隔臨場の試行実施要領（案）」の内容に従い実施する。

(2)　試行内容

ア　材料確認、立会での確認

(ア) 受注者がモバイル端末等により撮影した映像と音声を工事監督員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認し、必要な事合は録画する。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。

(イ) モバイル端末等の使用は、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

イ　機器の準備

本試行工事に要するモバイル端末等の映像と音声の配信に必要な機器等は発注者が手配、設置するものとし、詳細については、工事監督員と協議し決定するものとする。

ウ　効果の検証

本試行工事に関するアンケート調査の協力依頼があった場合には協力するものとする。

エ　費用

試行にかかる費用については、共通仮設費に積上げ計上することとし、原則として最終の設計変更時に行うものとする。なお、これらの費用は現場管理費及び一般管理費等率の対象外とする。
なお、従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上するものとする。

株式会社 栄滝建築設計事務所
一級建築士事務所　北海道知事登録（上）第86号
管理建築士　一級建築士　第264944号　末木　貴茂

代表となる設計者	末木　貴茂	一級建築士　第264944号	
その他の設計者			
作　図	宮崎　雅矢	二級建築士　北海道　第（上）3421号	

工事名	北鷹栖団地 建替工事
図面番号	A－03
図面名	特記仕様書【共通】（3）
縮尺	A2:NoScale
設計年月	2023.11

● 第２章　仮設工事

項目	特記事項
▶ 1. 監督員事務所及び備品等	(1) 監督員事務所 ○ 設ける　＊ 設けない （ ○ 10㎡　○ 20㎡　○ 35㎡　○ 65㎡　○ 100㎡ ）程度 (2) 備品等は工事監督員との協議による。
▶ 2. 工事用水	構内既存の施設　○ 利用できる（ ＊ 有償　○ 無償） ＊ 利用できない
▶ 3. 工事用電力	構内既存の施設　○ 利用できる（ ＊ 有償　○ 無償） ＊ 利用できない
▶ 4. 指定仮設	仮設計画図による。
▶ 5. 足場	足場を設ける場合には、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成21年4月策定）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
▷ 6. 交通誘導警備員	建設機械及び車両等の出入口の際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること。 なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。 配置位置：図面による。 警備員諸所：（ ○ 設ける　○ 設けない） 表　工事現場の位置と交通誘導警備員区分 工事現場の出入口を設ける道路（路線）：交通誘導警備員区分 市街地（DID）内の路線：交通誘導警備員A 北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線：交通誘導警備員A 上記以外の路線：交通誘導警備員B 市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを１人以上配置する。 交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、工事監督員と協議すること。

● 第３章　土工事

項目	特記事項
▶ 1. 埋戻し及び盛土	○ A種　＊ B種　○ C種　○ D種　(3.2.3)(表3.2.1) C種の場合（建設発生土受入量：　　m3 （発生場所：　　）
▶ 2. 建設発生土等の処理	○ 場外搬出（約　　km　(3.2.5) （ 捨て場所住所：　　） （ 管　理　者：　　） 捨て土切り（ ○ 有り　○ 無し ） ● 構内敷均し　○ 構内指示の場所に堆積（図示による）
▷ 3. 山留め壁等	○ 工法その他：　　(3.3.3) ＊ 存置しない　○ 存置する ○ 山留め鋼材抜き跡の処理 ＊ 砂充填　○

● 第４章　地業工事

項目	特記事項
▷ 1. 試験杭	(1) 試験杭の位置・数量は、杭伏図等による。　(4.2.2) (2) 元請建設業者及び基礎杭工事の施工体制に係る全ての下請業者の主任技術者が立ち会うこと。 (3) 電流値の変化、根固め液の調合及び注入量、付着している土砂、支持層等の位置等について確認すること。 (4) 元請建設業者は、試験杭の結果を基に、本杭の施工における孔径、掘削深さ、建込み中の船底度、高止まり量、セメントミルク量、施工時間等の管理基準値を定めること。 杭の種類・断面・長さは本杭と同じとする。
▶ 2. 工事監督員の立会い	(1) 工事監督員が立会いする杭は次による。 ○ 試験杭 ● 地盤の状態等を踏まえ、発注者と受注者が協議して定める杭 ＊ 行わない　○ 行う　(4.2.3)
▷ 3. 杭の載荷試験	(1) 試験の種類　（ ○ 鉛直載荷試験　○ 水平載荷試験 ） (2) 試験の方法： (3) 試験箇所 ＊ 行わない　● 行う　(4.2.4)
▶ 4. 地盤の試験	(1) 試験の種類　（ ＊ サウンディング試験 ） (2) 試験の方法： (3) 試験箇所　5
▶ 5. 既製コンクリート杭地業	(1) 本杭の位置・数量・種別・断面・長さ及び長期設計支持力は、杭伏図等による。 (2) 本工事に使用する杭の種類等は、次による。　(4.3.3) 該当｜種類の記号｜種類｜区分 ●｜H型PCﾊﾟｲﾙ｜200×200　L6m・7m｜地盤改良 ○｜｜｜ ○｜｜｜ (3) 施工方法 ○ セメントミルク工法（支持地盤は図面による）　(4.3.4) ○ 特定埋込杭工法（支持地盤は図面による）　(4.3.5) ○ プレボーリング拡大根固工法 （杭周固定液　○ 使用する　○ 使用しない） ○ ○ （杭の水平方向の位置ずれは、　m以下とする。） （ずれが、　mを超えた場合は、工事監督員の指示を受けること。） ○ 継手　(4.3.6) ○ アーク溶接 ○ 機械式継手 工法： (4) 杭頭の処理　(4.3.8) ○ 処理しない ○ 処理する 処理方法（切断を伴う補強方法含む）： ＊ 図示による　○
(5) 施工にあたって、次に掲げる事項について工事監督員の承諾を受けること。 7. 施工体制 (7) 下請業者の体制（やむを得ずアナログ式電流計を使用する場合は、必ず電流計の動作確認の記録紙の保管を行う等責の担当者を配置する。） (4) トラブル時の連絡体制 イ. 施工方法 (7) 元請建設業者の立ち会い (4) 電流計データの取得方法（積分電流計） (9) 支持層等到達の判断方法 (1) トラブル時の対処方法 (4) 施工状況の報告 (6) 施工状況の報告時期、報告内容及び報告方法は、工事監督員の指示による。
▷ 6. 鋼杭地業	(1) 本杭の位置・数量・種別・断面・長さ及び長期設計支持力は、杭伏図等による。 (2) 施工方法　(4.3.5)(4.4.4) ○ 特定埋込杭工法 ○ (3) 杭の継手の工法　(4.4.3)(4.4.5)(7.2.5) ○ アーク溶接継手 溶接材料：　＊ 標準仕様書7.2.5(1)(2)による ○ ○ 機械式継手 (4) 杭頭の処理　(4.3.8)(4.4.6) ○ 処理しない ○ 処理する 処理方法（切断を伴う補強方法含む）： ＊ 図示による　○
▷ 7. 場所打ちコンクリート杭地業	(1) セメントの種類　(4.5.4) ＊ 高炉セメントB種　○ (2) コンクリートの種別　○ A種　○ B種　(4.5.4)(表4.5.1) (3) 設計基準強度　N／mm2　(4.5.4) (4) 掘削工法（支持地盤は図面による）　(4.5.5) ○ アースドリル工法　(4.5.5) （ 安定液　＊ 使用する　○ 使用しない ）　(4.5.5) ○ リバース工法　(4.5.5) ○ オールケーシング工法　(4.5.5) （ 孔内の水張　＊ 行う　○ 行わない ） ○ (5) 孔壁測定 ○ 行う（ ○ 超音波測定器　○ ） ○ 行わない
▶ 8. 砂利地業	(1) 材料　(4.6.2) ○ 再生クラッシャラン　● 切込砂利　○ 切込砕石 (2) 粒度　C－40程度
▷ 9. 砂地業	(3) 砂利地業の厚さ　＊ 60mm　○　mm　(4.6.3) (1) 材料　(4.6.2) ○ 山砂　○ 川砂　○ 砕砂 (2) 砂地業の厚さ　＊ 60mm　○　mm　(4.6.3) ＊ 適用する（範囲は図示による）　(4.6.5)
▶ 10. 床下防湿層	(1) コンクリートの厚さ　＊ 50mm　○　mm　(4.6.4)
▶ 11. 捨コンクリート地業	(2) コンクリートの種別は6章1.4節「無筋コンクリート」による。

● 第５章　鉄筋工事

項目	特記事項
▶ 1. 鉄筋の種類	鉄筋の規格　(5.2.1) ＊ JIS G 3112規格品 ○ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 鉄筋の種類の記号 ● SD295　（D 10　～ D 13 ） ○ SD345　（D　　～ D　　） ○ SD　　（D　　～ D　　） 網目寸法及び寸法　＊ 100×100mm　● 150×150mm　(5.2.2) 鉄線の径　＊ 6mm　○
▶ 2. 溶接金網	
▶ 3. 鉄筋の継手及び定着	(1) 鉄筋の継手の方法等　(5.3.4) 部位｜継手の方法｜呼び径(mm) 柱及び梁主筋｜○ ガス圧接　○ 機械式継手 ○ 溶接継手　○ 重ね継手｜ 耐力壁の鉄筋｜○ 重ね継手　○｜ 基礎、耐圧ｽﾗﾌﾞ、土圧壁｜● 重ね継手　○ ガス圧接｜ 上記以外（　　）｜○ 重ね継手　○｜ (2) 鉄筋の継手の位置：構造図面による　(5.3.4) (3) 柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さ：　(5.3.4) ＊ 図示　○ (4) 鉄筋の定着の長さ：　(5.3.4) ＊ 図示　○
▶ 4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	(1) 軽量コンクリートで土に接する部分　(5.3.5) ● なし　○ 有り　適用箇所 最小かぶり厚さに加える厚さ　mm (2) 耐久性上不利な部分（塩害等を受けるおそれのある部分等） ● なし ○ 有り　適用箇所　(5.3.5) 最小かぶり厚さに加える厚さ　mm (3) 鉄筋相互のあき（機械式継手及び溶接継手の場合）(5.5.3)(5.6.3) ＊ 図示
▷ 5. 機械式継手	(1) 機械式継手の種類及び工法　(5.5.3) ○ (2) 品質の確認方法　(5.5.5) ＊ 図示　○
▶ 6. 溶接継手	(3) 不良となった継手の修正方法等　(5.5.5) ＊ 図示　○ (1) 溶接継手の工法　(5.6.3) ○ (2) 品質の確認方法　(5.6.5) ＊ 図示　○ (3) 不良となった継手の修正方法等　(5.6.5) ＊ 図示　○
▷ 7. 既製コンクリート杭の杭頭補強	＊ 構造図面による。
▶ 8. 補強筋	(1) 壁開口部　＊ 構造図面による。 (2) 床開口部　＊ 構造図面による。 (3) 梁貫通孔 ＊ 構造図面による ○ 建設技術評審査証明を取得したもの (4) その他　＊ 構造図面による。
▷ 9. 圧接完了後の試験	＊ 超音波探傷試験　○ 引張試験　(5.4.10)

● 第６章　コンクリート工事

項目	特記事項
▶ 1. コンクリートの種類	(1) ｺﾝｸﾘｰﾄの種類 ＊ Ⅰ類　○ Ⅱ類　(6.2.1)(表6.2.1) ※ JIS認定表示工場で、かつ、（社）コンクリート工学協会から認定されたコンクリート主任技士又はコンクリート技士あるいはこれと同等以上の技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の実施した第一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定することとし、これにより難い場合は工事監督員と協議すること。 (2) 気乾単位容積質量による種類　(6.2.1) ＊ 普通コンクリート　○ 軽量コンクリート (3) 建築基準法第37条第２号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたコンクリート　(6.2.1) ○
▶ 2. コンクリートの強度	(1) 設計基準強度Ｆｃ（N／mm2）の値は次のとおりとする。　(6.2.2) ● １８N／mm2　施工部位：捨ｺﾝｸﾘｰﾄ・土間・押えｺﾝｸﾘｰﾄ ◉ ２１N／mm2　施工部位：基礎 ＊ ２４N／mm2　施工部位： ○ ＿N／mm2　施工部位： (2) 調合管理強度及び調合強度　(6.3.2) ＊ 標準仕様書6.3.2による (3) スランプ　(6.2.4)(表6.2.2) 基礎、基礎梁、土間ｽﾗﾌﾞ　◉ １５cm　● １８cm 柱、梁、スラブ、壁　＊ １８cm (4) 住棟部分のコンクリートの水セメント比は、５０％以下とすること。 （住宅性能評価　劣化対策等級（構造躯体等）　等級３）
▶ 3. 構造体ｺﾝｸﾘｰﾄの仕上り	(1) ｺﾝｸﾘｰﾄ表面の仕上がり状態　(6.2.5)(表6.2.4) ○ A種　● B種　○ C種 (2) ｺﾝｸﾘｰﾄの仕上がりの平たんさ　(6.2.5)(表6.2.5) ○ a種　● b種　○ c種
▶ 4. コンクリートの材料	(1) セメント　(6.3.1) 7. セメント　(表6.3.1) ＊ 普通ポルトランドセメント ○ ｾﾒﾝﾄ名称 イ. 高炉ｾﾒﾝﾄB種及びﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種の適用箇所　(6.3.1) ○ (2) 骨材　(6.3.1) 7. 砂利及び砂のｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応性区分　＊ A　○ B イ. 砕石及び砕砂のｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応性区分　＊ A　○ B ※ 試験機関は、公的機関又はこれに準ずる機関（大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、中小企業近代化促進法又は中小企業近代化資金助成法に基づく構造改善計画等によって設立された共同試験場、その他信頼に値する機関）であること。 (3) 粗骨材の最大寸法　○ 20mm　○ 25mm　○ 40mm (4) 混和剤 7. 混和剤の種類　(6.3.1(4)) ＊ JIS A 6204　ＡＥ剤、ＡＥ減水剤又は高性能ＡＥ減水剤 化学混和剤の塩化物イオン量による区分　Ⅰ種 ○ その他（　　）
▶ 5. コンクリートの調合	(1) 構造体強度補正値（Ｓ）は次による　(6.3.2)(表6.3.2) ｾﾒﾝﾄの種類｜コンクリート打込から材齢28日までの期間の平均気温θの範囲（ ℃） ｜｜ 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ 高炉ｾﾒﾝﾄA種 ｼﾘｶｾﾒﾝﾄA種 ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄA種｜0≦θ＜8｜8≦θ 早強ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ｜0≦θ＜5｜5≦θ 中庸熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ｜0≦θ＜11｜11≦θ 低熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ｜0≦θ＜14｜14≦θ 高炉ｾﾒﾝﾄ　B種｜0≦θ＜13｜13≦θ ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄ　B種｜0≦θ＜9｜9≦θ 普通ｴｺｾﾒﾝﾄ｜0≦θ＜6｜6≦θ 構造体強度補正値(S)(N/mm2)｜6｜3 ▶ 6. 打継ぎ　目地寸法　(6.6.4) ＊ 図示　○ ▶ 7. 型枠　(6.8.1) (1) 型枠一般 外部に面するｺﾝｸﾘｰﾄの打増し厚さ ＊ 図示　○ ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法 ＊ 図示　○ (2) 材料　(6.8.2) ○ 「ｺﾝｸﾘｰﾄ型枠用合板の規格」による表面加工品 ● 「ｺﾝｸﾘｰﾄ型枠用合板の規格」によるＢ－Ｃ 厚さ　＊ １２mm　○　mm ○ 床型枠用鋼製ﾃﾞｯｷﾌﾟﾚｰﾄ　(6.8.2) ＊ 図示　○ （建設技術評価「鉄筋コンクリート建築物等における床型枠用鋼製デッキプレートの開発」において評価取得したもの） ○ 新熱材兼用型枠材 ○ 材種　厚さ　mm 施工箇所： ○ ハーフＰＣ床板　施工箇所：　＊ 図示 ○ ＭＣＲ工法用シート ＊ 合成樹脂気泡性緩衝シート ○ ○ その他（　　） 施工箇所：＊ 図示　○
(3) スリーブの材料 ＊ 材種及び規格は次による　(表6.8.1) 材種｜規格等 鋼管｜JIS G 3452(配管用炭素鋼鋼管) の白管 硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管｜JIS K 6741(硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管)のVU 溶融亜鉛めっき鋼板｜径200mm以下　厚　0.4mm以上 径200mmを超え350mm以下　厚　0.6mm以上 つば付鋼管｜JIS G 3452の鋼管に厚さ6mm以上、つば幅50mm以上の鋼板を溶接したもの 紙チューブ｜※条件は標準仕様書6.8.2による	
▷ 8. 軽量コンクリート	(1) ○ 適用する　適用箇所　(6.10.1) (2) 種類及び品質 ＊ 種類及び品質は次による 軽量コンクリートの種類　(表6.10.1) 種類｜骨材｜｜気乾単位容積質量の範囲の種類（kg/m3） ｜細骨材｜粗骨材｜ 1種｜砂砕、高炉ｽﾗｸﾞ細骨材、ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ骨材、銅ｽﾗｸﾞ細骨材、電気炉酸化ｽﾗｸﾞ細骨材及び砂｜人工軽量粗骨材｜1.8～2.1 2種｜人工軽量細骨材又はこれに1種の細骨材を加えたもの｜人工軽量粗骨材｜1.4～1.8 (3) スランプ ＊ ２１cm　○ ＿cm ○ 適用する　(6.11.1) 適用期間　年　月　日から 年　月　日まで ＊ 調合管理強度及び調合強度は標準仕様書6.3.2による。 ○ 積算温度の適用
▷ 9. 寒中コンクリート	(1) 適　用　(6.12.1)(6.12.2) ○ 適用する (2) 構造体強度補正値（Ｓ） ＊ ６N／mm2　○
▷ 10. 暑中コンクリート	(1) 適　用　(6.13.1) ○ 適用する　適用箇所 (2) 構造体強度補正値（Ｓ）は次による　(表6.13.1) ｾﾒﾝﾄの種類｜コンクリートの打込から材齢28日までの期間の平均気温θの範囲（ ℃） ｜｜ 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ｜0≦θ＜8｜8≦θ 中庸熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ｜－｜0≦θ 低熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ｜－｜－｜0≦θ 高炉ｾﾒﾝﾄB種｜－｜0≦θ｜－｜暑中期間 ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄ　B種｜－｜0≦θ｜－｜暑中期間 構造体強度補正値(S)(N/mm2)｜6｜3｜0｜6
▷ 11. マスコンクリート	
▶ 12. 無筋コンクリート	(1) 適　用　(6.14.1) ● 適用する (2) ｺﾝｸﾘｰﾄの種類 ＊ 普通コンクリート　○ (3) 無筋コンクリートの適用 施工部位｜設計基準強度Fc(N/?)｜スランプ(cm) ● 捨コンクリート｜＊ 18　○｜＊ 15　○ 18 ○ ラップルコンクリート｜＊ 18　○｜＊ 15　○ 18 ○ 防水層の保護ｺﾝｸﾘｰﾄ｜＊ 18　○｜＊ 15　○ 18 ○｜＊ 18　○｜＊ 15　○ 18 ※ ラップルコンクリートは(6.9.3)コンクリートの強度試験を適用
▷ 13. 流動化コンクリート	○ 適用する　(6.15.1)

○ 第７章　鉄骨工事

項目	特記事項
▶ 1. 鉄骨製作工場	鉄骨加工業者の資格　(7.1.3) 性能評価機関として認定を受けた（株）全国鉄骨評価機構又は（株）日本鉄骨評価センターの「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める次のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場とする。 ○ S　○ H　○ M　○ R　○ J　以上とする
▷ 2. 施工管理技術者	＊ 適用する　○ 適用しない　(7.1.4)
▷ 3. 鋼材	(1) 鋼材の種類は次による。　(7.2.1)(表7.2.1) 採用｜規格番号｜規格名称等｜種類の記号 ○｜JIS G 3101｜一般構造用圧延鋼材｜SS400, SS490, SS540 ○｜JIS G 3106｜溶接構造用圧延鋼材｜SM400A, SM400B, SM400C, SM490A, SM490B, SM490C, SM490YA, SM490YB, SM520B, SM520C ○｜JIS G 3114｜溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材｜SMA400AW, SMA400AP, SMA400BW, SMA400BP, SMA400CW, SMA400CP, SMA490AW, SMA490AP, AMA490BW, SMA490BP, SMA490CW, SMA490CP ○｜JIS G 3136｜建築構造用圧延鋼材｜SN400A, SN400B, SN400C, SN490B, SN490C ○｜JIS G 3138｜建築構造用圧延棒鋼｜SNR400A, SNR400B, SNR490B ○｜JIS G 3350｜一般構造用軽量形鋼｜SSC400 ○｜JIS G 3320｜一般構造用溶接軽量H形鋼｜SWH400 ○｜JIS G 3444｜一般構造用炭素鋼鋼管｜STK400, STK490 ○｜JIS G 3466｜一般構造用角形鋼管｜STKR400, STKR490 ○｜JIS G 3475｜建築構造用炭素鋼鋼管｜STKN400W, STKN400B, STKN490B ○｜－｜に掲げるものの規格基準法に基づき指定又は認定を受けた構造用鋼材又は鋼鋼｜－ (2) 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験　(7.2.10) ○ 行う　＊ 行わない
▷ 4. 高力ボルト	(1) 種類　(7.2.2) ○ トルシア形高力ボルト JSS II 09により、建築基準法に基づき認定を受けたものとする。 ○ JIS形高力ボルト　ｾｯﾄの種類は２種（F10T）とする。 ○ 溶融亜鉛めっき高力ボルトｾｯﾄの種類は１種（F8T）相当とする。 ○ (2) ねじの呼び　(表7.2.2) 締め付け長さに加える長さ 適用｜ねじの呼び｜トルシア形高力ボルトの場合(mm)｜JIS形高力ボルトは溶融亜鉛めっき高力ボルト(mm) ○｜M12｜－｜25 ○｜M16｜25｜30 ○｜M20｜30｜35 ○｜M22｜35｜40 ○｜M24｜40｜45
▷ 5. 普通ボルト	(1) ﾎﾞﾙﾄ及びﾅｯﾄ材料等　(7.2.3)(表7.2.3) ｜ﾎﾞﾙﾄ｜ﾅｯﾄ 規格番号 規格名称｜JIS B 1180（六角ﾎﾞﾙﾄ） 六角重ね(黒皮) [1504014～1504018, 1506672&673～1506675]によらない六角ﾎﾞﾙﾄ｜JIS B 1181（六角ﾎﾞﾙﾄ） 六角重ね(黒皮) [1504032～1504035及び1506673～1506675]によらない六角ﾎﾞﾙﾄ 種類｜並形六角ﾎﾞﾙﾄ｜並形六角ﾅｯﾄ 材料区分｜鋼製｜鋼製 強度区分｜4.6又は4.8(JIS B 1051)｜５Ｔ(JIS B 1181) ねじの公差域ｸﾗｽ(JIS B 0205-4及びJIS B 0209-1)｜６ｇ｜６Ｈ 仕上げの程度｜中｜中 (2) ﾎﾞﾙﾄの形状及び寸法 ねじの呼び　(7.2.3) ＊ 図示　○　(7.3.2) (3) 母屋又は鋼線の取り付けに使用するボルトの孔径　(7.3.8) ＊ ねじの呼び径＋1.0mm ○　mm
▷ 6. アンカーボルト	(1) 構造用アンカーボルト　(7.2.4) 材質：JIS B 1220 構造用両ねじアンカーボルトセット 種類 (2) 建方用アンカーボルト　(7.2.4) 材質：JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材 種類 (3) 公差域クラス及び仕上げの程度 ＊ 表7.2.3による (4) アンカーボルト及びナットの規格、仕上げの程度：　(7.2.4) ＊ 標準仕様書7.2.4(表7.2.3)による ○ (5) ボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等　(7.3.2) ＊ 図示　○ (6) アンカーボルトの保持及び埋込み工法：　(7.10.3)(表7.10.1) ○ A種　○ B種
▷ 7. 溶接材料	(1) 溶接棒等及びシールドガス以外の溶接材料　＊ 図示　(7.2.5)
▷ 8. ターンバックル	ﾀｰﾝﾊﾞｯｸﾙﾎﾞﾙﾄの種類　＊ 羽子板ﾎﾞﾙﾄ　○　(7.2.6) ﾀｰﾝﾊﾞｯｸﾙ胴の種類　＊ 割枠式　○
▷ 9. デッキプレート	○ 構造床用デッキプレート　(7.2.7) 材質・形状・寸法　＊ 図示 ○ 合成スラブ用デッキプレート 材質・形状・寸法　＊ 図示 ○ 材質・形状・寸法　＊ 図示
▷ 10. スタッド	JIS B 1198（頭付きスタッド）　(7.2.8) 種類等　＊ 図示
▷ 11. 柱底均しモルタル	(1) 無収縮モルタルの材料及び調合　(7.2.9) 7. セメント ＊ 普通ポルトランドセメント又は早強ポルトランドセメント イ. 混和材 ＊ セメント系膨張剤（酸化カルシウム、カルシウム・サルフォ・アルミネート等）
▷ 12. 材料試験等	(1) 板厚方向に引張りを受ける鋼板の試験　(7.2.10) ○ 適用　○ 適用しない
▷ 13. 工作図	(1) ボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等　(7.3.2) ＊ 図示　○ (2) 鉄骨の仮組　＊ 行わない　○ 行う　(7.3.10)
▷ 14. 高力ボルト接合	(1) すべり試験：　＊ 行わない　○ 行う　(7.4.2) (2) ボルトの長さが4Dの呼びの５倍を超える場合のナット回転量 ＊ 図示　○　(7.4.7)
▷ 15. 溶接の準備	(1) 開先及びスカーラップの形状：図示　(7.6.4)(7.6.7) (2) 溶接作業を行う技能資格者　(7.6.3) 7. 溶接作業者の技量付加試験 ＊ 行わない　○ 行う イ. 試験要領　○ 図示　○ (3) 溶接施工　(7.6.7) 7. 鋼製ｴﾝﾄﾞﾀﾌﾞを切断する場合の箇所、切断範囲並びに仕上げ ＊ 図示　○ イ. 溶接部の試験 超音波探傷試験　＊ 適用する　○ 適用しない　(7.6.12) 溶接部の試験は、技能資格者が行う　(7.6.11) ｳ. 平均出検品質限界（AOQL）　＊ ４．０％　(表7.6.2～3) ○ ２．５％ ｴ. 検査水準　＊ 第６水準　○ 第　水準　(7.6.12) (4) ﾃﾞｯｷﾌﾟﾚｰﾄと鉄骨部材の溶接　(7.7.8) ＊ 図示　○
▷ 16. 鋼止め塗装	(1) 塗装の範囲　(7.8.2) 耐火被覆材の接着する面以外への塗装 ＊ 行う 施工部位　＊ 図示　○ 塗料の種別　○ ○ 行わない
▷ 17. 耐火被覆	(2) 塗料種別　(7.8.4) 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブに鉄骨に溶接されたものの内側 ＊ 標準仕様書18.3.2 表18.3.1 A種　○ (1) 種　別　＊ 耐火材吹付け　○ 耐火板張り　(7.9.2) ○ 耐火材巻付け　○ ラス張りモルタル塗り ○ 耐火塗料等 (2) 種類・材料・工法等 (3) 耐火性能　○ 30分耐火　○ 1時間耐火　(7.9.3) ○
▷ 18. 工事現場施工	(1) ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄの設置　(7.10.3) 構造用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ及びｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑの形状及びず法 ＊ 図示　○ (2) 建方用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄの保持及び埋込み工法 ○ A種　○ B種 (3) 柱底均しモルタル 7. 種別　＊ A種　○ B種　(表7.10.2) イ. 柱底均しモルタルの厚さ ○ 図示　○
▷ 19. 軽量形鋼	(1) ﾎﾞﾙﾄの接合方法　(7.11.2) ＊　○
▷ 20. 溶融亜鉛めっき工法	(1) 溶融亜鉛めっき高力ﾎﾞﾙﾄ接合　(7.12.5) 摩擦面のすべり係数値が0.4以上確保できる処理方法 ○ ブラスト処理　○ りん酸塩処理　○

株式会社 栄滝建築設計事務所
一級建築士事務所　北海道知事登録（上）第８６号
管理建築士　一級建築士　第２６４９４４号　末木　貴茂

代表となる設計者	末木　貴茂	一級建築士　第264944号	
その他の設計者			
作　図	宮崎　雅矢	二級建築士　北海道　第（上）3421号	

工事名	北鷹栖団地　建替工事	図面番号　A－04
図面名	特記仕様書【新営】（1）	縮尺　A2:NoScale
		設計年月　2023.11

○ 第８章　コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

項目　　特記事項

▷ 1. 補強コンクリートブロック造

(1) 材料　(8.2.2)

断面形状及び圧縮強さによる区分	圧縮厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無		適用箇所
○ 空洞ﾌﾞﾛｯｸC (16)				○ 無	○ 有	
○				○ 無	○ 有	

(2) モルタルの調合(容積比)　(8.2.3)
ブロックの区分がＡ(08)、Ｂ(12)、Ｃ(16)の場合で、目地幅が10mm程度の場合
＊ 標準仕様書 表8.2.1による
上記以外の場合　○
(3) 各部の配筋　(8.2.5)
○ 図示　○
(4) 目地上げ　○ 押し目地仕上げ　○ 化粧目地仕上げ (8.2.7)
(5) まぐさを長さ開口部両側のブロックにおいて、モルタル又はコンクリートで充填するブロックの範囲　(8.2.8)
＊ 図示　○

▷ 2. コンクリートブロック帳壁及び塀

(1) 材料　(8.3.2)

断面形状及び圧縮強さによる区分	圧縮厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無		適用箇所
＊ 空洞ﾌﾞﾛｯｸC (16)				○ 無	○ 有	＊表8.3.1
○	○ 120 ○ 150			○ 無	○ 有	＊ 塀
○				○ 無	○ 有	

(2) モルタルの調合(容積比)　(8.3.3)
ブロックの区分がＡ(08)、Ｂ(12)、Ｃ(16)の場合で、目地幅が10mm程度の場合
＊ 標準仕様書 表8.2.1による
上記以外の場合　○
(3) 鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状　(8.3.4)
＊ 図示　○
(4) 各部の配筋　(8.3.4)
○ 図示　○

▷ 3. ＡＬＣパネル

(1) 材料・構法　(8.4.2～8.4.5)(表8.4.2～表8.4.4)

パネルの区分 用途	形状	表面加工	単位荷重(N/m²)	耐火性能(時間)	構法の種別
○ 外壁用	○ 一般 ○ コーナー	○ 平 ○ 意匠		＊ 有(1) ○	○ A種 ○ B種
○ 間仕切壁用	○ 一般 ○ コーナー	○ 平 ○ 意匠		○ 有(1) ○ 無	○ C種 ○ D種 ○ E種
○ 屋根版用	－	－		＊ 有(0.5)	
○ 床版用	－	－		＊ 有( ) ○ 無	＊ F種

厚さ、幅及び長さ(mm)
○ 図示　○ 厚さ　mm 、幅　mm 、長さ　mm
(2) パネル相互の接合部に挿入する耐火目地材　(8.4.2)
○ 図示　○
(3) 外壁パネル構法、屋根及び床パネル工法　(8.4.3)(8.4.5)
耐風圧性能　(　　)
耐震性能　(　　)
(4) 間仕切壁パネル構法　(8.4.4)
耐震性能　(　　)
(5) パネル幅の最小限度　(8.4.3)(8.4.4)(8.4.5)
＊ 300mm　○ mm　○ 図示
(6) パネル短辺小口相互の接合部、出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部の伸縮目地の目地幅 (mm)　(8.4.3)(8.4.4)
＊ 10～20mm　○ mm　○ 図示
(7) 伸縮目地への耐火目地材の充填　(8.4.3)(8.4.4)
○ 適用する　○ 適用しない

▷ 4. 押出成形セメント板（ＥＣＰ）

(1) 材料・構法　(8.5.2～8.5.4)(表8.5.1)(表8.5.2)

パネルの種類	形状	厚さ(mm)	幅	工法の種別
○ 外装パネル	○ F(ﾌﾗｯﾄﾊﾟﾈﾙ) ○ D(ﾃﾞｻﾞｲﾝﾊﾟﾈﾙ) ○ T(ﾀｲﾙﾊﾞｰｽﾊﾟﾈﾙ)	○ 50 ○ 60 ○ 50 ○ 60 ○ 60 ○	600	○ A種 ○ B種
○ 間仕切壁パネル	○ F(ﾌﾗｯﾄﾊﾟﾈﾙ) ○ D(ﾃﾞｻﾞｲﾝﾊﾟﾈﾙ) ○ T(ﾀｲﾙﾊﾞｰｽﾊﾟﾈﾙ)	○ 50 ○ 60 ○ 50 ○ 60 ○ 60 ○	600	○ B種 ○ C種

(2) 外壁パネル構法　(8.5.3)
耐風圧性能　(　　)
耐震性能　(　　)
(3) 間仕切壁パネル構法　(8.5.4)
耐震性能　(　　)
(4) 耐火構造以外の目地及び隙間の処理　(8.5.3)(8.5.4)
＊ パネルの製造所の仕様　○
(5) パネル幅の最小限度(mm)　(8.5.3)(8.5.4)
＊ 300未満　○ mm　○ 図示
(6) パネル相互の目地幅 (mm)　(8.5.3)(8.5.4)
長辺の目地幅　＊ 10以上　○ mm　○ 図示
短辺の目地幅　＊ 15以上　○ mm　○ 図示
(7) 出隅及び入隅のパネル接合部の伸縮目地の目地幅 (mm)　(8.5.3)(8.5.4)
＊ 15 程度（シーリング材を充填）　○ mm　○ 図示
(8) 溝張及び開口部の措置　(8.4.3)(8.4.4)
やむを得ず設備開口等を設ける場合のパネルの開口寸法等の限度　(8.5.5)
○ 図示　○

● 第９章　防水工事

項目　　特記事項

▷ 1. アスファルト防水

屋根保護防水　(9.2.2)(9.2.3)(表9.2.3～表9.2.6)
(1) 防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート
○ A-1			＊ ｽﾃﾞｯﾄﾞｼﾝﾌｧﾙﾄ厚さ0.15mm以上又は ﾌﾗｯﾄｻｰﾝｸﾛｽ70g/m²程度
○ A-2			
○ A-3			
○ B-1			
○ B-2			
○ A1-1		（厚さ） ○ mm	＊ ﾌﾗｯﾄｻｰﾝｸﾛｽ70g/m²程度
○ A1-2		○ mm	
○ A1-3		○ mm	
○ B1-1		○ mm	○
○ B1-2		○ mm	

▷ 2. 改質アスファルトシート防水

(2) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　(9.2.2)
標準仕様書9.2.3及び表9.2.4による
JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○
材料構成による区分　○ R種　○ N種
厚さ　○ mm以上
(3) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
標準仕様書9.2.5及び表9.2.6による　(9.2.2)
JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○
材料構成による区分　○ R種　○ N種
厚さ　○ mm以上
(4) 押え金物の材質及び形状寸法　(9.2.2)
＊ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
○
(5) 立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置
○ 適用する　○ 適用しない
屋根露出防水　(9.2.2)(9.2.3)(表9.2.3～表9.2.6)
(1) 防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗材 種類	仕上塗材 使用量
○ D-1				
○ D-2			○	＊ 製造所の仕様による
○ D-3				
○ D-4		○（種類） ○ mm		
○ D1-1		○ mm		○
○ D1-2		○ mm		

(2) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　(9.2.2)
標準仕様書9.2.8による
JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○
材料構成による区分　○ R種　○ N種
厚さ　○ mm以上
(3) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
標準仕様書9.2.7及び表9.2.8による　(9.2.2)
JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○
材料構成による区分　○ R種　○ N種
厚さ　○ mm以上
(4) 押え金物の材質及び形状寸法　(9.2.2)
＊ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
○
(5) 絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び装置数量　(9.2.3)
種類　＊ アスファルトルーフィング類の製造所の指定
○
設置数量　＊ アスファルトルーフィング類の製造所の指定
○ 個
屋内防水　(9.2.2)(9.2.3)(表9.2.9)
(1) 防水層の種別

種別	施工箇所	種別	施工箇所
○ E-1		○ E-2	

(2) 保護層　(9.2.3)
○ 設ける　（ ○ 図示　○ ）
○ 設けない
(3) E-1の工程３を行う場合の部位　(表9.2.9)
＊ 貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位
○
施工　(9.2.4)
(1) 防水層の下地のモルタル塗り　(9.2.4)
○ 適用する　（施工範囲　○ 図示　○ ）
○ 適用しない
(2) 防水層の下地、立上りコンクリート打放し仕上げ
＊ 標準仕様書6.6.2.4のB種
○
(3) 屋根露出防水絶縁断熱工法
ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
＊ 図示
○
(4) 保護層等の施工　(9.2.5)
屋上排水溝の設置
○ 設ける（図示）　○ 設けない

(1) 防水層の種別　(9.3.2)(9.3.3)(表9.3.1～表9.3.3)

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗材 種類	仕上塗材 使用量
○ AS-T1				
○ AS-T2				
○ AS-T3				
○ AS-T4				○
○ AS-J1		○（種類） ○ mm	○ 設ける ○ 設けない	○ 製造所の仕様による
○ AS1-T1		○ mm		
○ AS1-J1		○ mm		

(2) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　(9.3.2)
＊ 標準仕様書表9.3.1から表9.3.3による
○
(3) 粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　(9.3.2)
＊ 標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による
○
(4) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　(9.3.2)
＊ 標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による
○
(5) 押え金物の材質及び形状寸法　(9.3.2)
＊ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
○
(6) 屋根露出防水絶縁工法、屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び装置数量　(9.2.3)
種類　＊ 改質アスファルトシートの製造所の指定
○
設置数量　＊ 改質アスファルトシートの製造所の指定
○ 個

▷ 3. 合成高分子系ルーフィングシート防水

(1) 防水層の種別　(9.4.2～9.4.4)(表9.4.1)(表9.4.2)

種別	施工箇所	可燃性断熱材及びシートの材質	断熱材	歩行の仕様	仕上げ塗装 種類	仕上げ塗装 使用量
○ S-F1				＊ 非歩行用 ○ 軽歩行用	○	＊ 製造所の仕様による
○ S-F2				○ 歩行用 ○ 軽歩行用		
○ S-M1				＊ 非歩行用 ○ 軽歩行用	○	＊ 製造所の仕様による ○
○ S-M2				○ 歩行用 ○ 軽歩行用		
○ S1-F1			（種類） ○ （厚さ） ○ mm		○	＊ 製造所の仕様による ○
○ S1-F2						
○ S1-M1			（種類） ○ （厚さ） ○ mm		○	＊ 製造所の仕様による ○
○ S1-M2		○ 表面仕上げ ○				

(2) 屋内防水層の種別　(9.4.2～9.4.4)(表9.4.3)

種別	施工箇所	保護層 平場のﾓﾙﾀﾙ塗り 塗厚(mm)	平場のﾓﾙﾀﾙ塗り 工法	立上り部の保護 ﾓﾙﾀﾙ塗り厚さ
○ S-C1	○	○	○ 床塗り ○ 下地ﾓﾙﾀﾙ塗り	＊ 7mm以下 ○

(3) ルーフィングシートの種類及び厚さ　(9.4.2)
＊ 標準仕様書表9.4.1から表9.4.3による
○
(4) 固定金具の材質及び形状　(9.4.2)
材質　＊ 防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面又は両面に樹脂を積層加工したもの
○
表面仕上　＊
寸法形状　＊ 厚さ0.4mm以上
○
(5) 接着工法の場合の脱気装置の種類及び装置数量　(9.4.3)
種類　＊ ルーフィングシートの製造所の仕様
○
設置数量　＊ ルーフィングシートの製造所の仕様
○ 個
(6) 断熱工法（S1-M1、S1-M2の場合）の防湿用フィルム　(表9.4.2)
○ 設置する　○ 設置しない
(7) 接着工法の場合のPCコンクリート部材防水下地の目地処理 (9.4.4)
○ 行う　（ ○ 図示　○ ）　○ 行わない
(8) PCコンクリート下地の入隅部の増張り(S-F1、S1-F1の場合)(9.4.4)
○ 行う　（ ○ 図示　○ ）　○ 行わない
(9) 機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け　(9.4.4)
建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法
＊ 図示

▷ 4. 塗膜防水

(1) 防水層の種別　(9.5.3)(表9.5.1)(表9.5.2)

種別	施工箇所	仕上塗材 種類	仕上塗材 使用量	保護層
○ X-1		○	＊ 製造所の仕様による ○	
○ X-2		○	＊ 製造所の仕様による ○	
○ Y-1	○ 地下断壁防水 ○			
○ Y-2	○ 屋内防水 ○			○ ○

(2) ウレタンゴム系塗膜防水X-1（絶縁工法）の脱気装置の種類及び装置数量　(9.5.3)
種類　＊ 主材料の製造所の仕様
○
設置数量　＊ 主材料の製造所の仕様
○ 個

▷ 5. ケイ酸質系塗布防水

(1) 防水層の下地（壁及び天井）　(9.6.4)
＊ コンクリート打放し仕上げ（標準仕様書 表6.2.4のB種）
○
(2) 下地処理　(9.6.4)
コンクリートの打継部所の処理
＊ 標準仕様書 9.6.4(2)(ｱ)及び(ｳ)以外の下地処理
○ 図示

▶ 6. シーリング

(1) 材料　(9.7.2)
種類及び施工箇所
下表以外は、標準仕様書 表9.7.1による
ただし、外壁タイル接着剤張り目地の場合のシーリングは11章に、カーテンウォール目地の場合のシーリングは17章による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
建具廻り・各部取合い	MS－2
打継ぎ・化粧目地	PU－2

仕上げを行わない施工箇所　（　　）
(2) シーリング材の目地寸法　(9.7.3)
＊ 標準仕様書 9.7.3(1)による
○
(3) 接着性試験　(9.7.5)
＊ 簡易接着性試験　○ 引張接着性試験　○
種類：　施工箇所：
(1) 防水工事の保証期間　＊ １０年
○ 年

▷ 7. その他の防水

▶ 8. 保証

○ 第１０章　石工事

項目　　特記事項

▷ 1. 施工

(1) 石材の割付け　(10.1.3)
＊ 図示　○

▷ 2. 石材等

(1) 天然石　(10.2.1)(表10.2.1)(表10.2.2)

施工箇所	岩石の種類	形状及び寸法	表面仕上げの種類	バフ仕上げの有無
	○	○ 図示		

(2) テラゾブロック　(10.2.1)(表10.2.1)(表10.2.2)

施工箇所	種石の種類	形状及び寸法	形状による区分	仕上げ面による区分	寸法	表面仕上げの種類
	＊ 大理石	＊ 1.5～12	○ 平もの	○ 片面		
	○ 花こう岩	○	○ 役もの	○ 両面		

(3) テラゾタイル　(10.2.1)(表10.2.1)(表10.2.2)

施工箇所	種石の種類	形状及び寸法	形状による区分	表面仕上げの種類
	＊ 大理石	＊ 1.5～12	○ 300×300	
	○ 花こう岩	○	○ 400×400	

(4) 取り付用モルタル、既調合の目地用モルタル、浸透性吸水防止剤、石裏面処理材、裏打ち処理材、金物の固定に使用する充填材料
＊ 専門工事業者の指定する製品
○

▷ 3. 外壁湿式工法

(1) 受金物　(10.2.2)
材質　＊ ｽﾃﾝﾚｽ製 (SUS304)　○
形状及び寸法　＊ Ｌ－75×75×6(mm)
（ ○ 長さ＝100mm　○ 長さ＝150mm ）
○
(2) アンカーの材質及び寸法　(10.2.2)
材質　＊ SS400　○　寸法:
(3) あと施工アンカーの種類、材質及び寸法
種類：　材質：　寸法:
(4) 上記以外の金物の材質、形状及び寸法
＊ 図示　○
(5) ドレンパイプの材質
○ 樹脂ネット製パイプ　クロスメッシュ巻き　25～35φ
○
(6) 石材の厚さ (mm)　○　(10.3.2)
(7) 石裏面処理　○ 適用する　○ 適用しない
(8) 裏打ち処理　○ 適用する　○ 適用しない
(9) 下地こしらえ　＊ あと施工アンカー　○ 横筋流し工法 (10.3.3)
○ 流し筋工法
○ あと施工アンカー工法
(10) 目地　一般目地 目地幅(mm)　＊ 6以上　○　(10.3.3)
シーリング材　○ 適用する　○ 適用しない
伸縮調整目地
位置　＊ 標準仕様書 表11.1.1による
○ 図示
シーリング材の目地寸法（標仕9.7.3(1)(ｳ)による）
＊ 幅・深さとも10mm以上
○ 図示

▷ 4. 内壁空積工法

(1) 受金物　(10.2.2)
材質　＊ ｽﾃﾝﾚｽ製 (SUS304)　○
形状及び寸法　＊ Ｌ－75×75×6(mm)
（ ○ 長さ＝100mm　○ 長さ＝150mm ）
○
(2) アンカーの材質及び寸法　(10.2.2)
材質　＊ SS400　○　寸法:
(3) あと施工アンカーの種類、材質及び寸法
種類：　材質：　寸法:
(4) 上記以外の金物の材質、形状及び寸法
＊ 図示　○
(5) 石材の厚さ (mm)　○　(10.4.2)
(6) 石裏面処理　○ 適用する　○ 適用しない
(7) 裏打ち処理　○ 適用する　○ 適用しない
(8) 下地こしらえ　＊ あと施工アンカー　○ 横筋流し工法 (10.4.3)
○ 流し筋工法
○ あと施工アンカー工法
(9) 目地　一般目地 目地幅(mm)　＊ 6以上　○　(10.3.3)
シーリング材　○ 適用する　○ 適用しない
伸縮調整目地
位置　＊ 6m程度ごと
○ 図示
シーリング材の目地寸法　(9.7.3(1)(ｳ))
＊ 幅・深さとも10mm以上
○ 図示

▷ 5. 外壁乾式工法

(1) 外壁乾式工法の方式による金物の種類、形状、寸法等　(10.2.2)
＊ 標準仕様書 表10.2.4
方式　○ スライド方式　○ ロッキング方式
○ 図示
(2) アンカーの材質及び寸法　(10.2.2)
材質：　＊ ｽﾃﾝﾚｽ製 (SUS304)　○
寸法:
(3) あと施工アンカーの種類、材質及び寸法
種類：　材質：　寸法:
(4) 上記以外の金物の材質、形状及び寸法
＊ 図示　○
(5) 石材の厚さ (mm)　＊ 30以上　○　(10.5.2)
(6) だぼ用の穴の位置
＊ 標準仕様書 10.5.2(2)(ｱ)　○ 図示
(7) 裏打ち処理　○ 適用する　○ 適用しない
(8) 建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法　(10.5.3)
＊ 図示
(9) 目地　目地幅(mm)　＊ 8以上　○　(10.5.3)
シーリング材　○ 適用する
（ ＊ 標準仕様書 9.7による　○ 図示）
○ 適用しない

▷ 6. 床及び階段の石張り

(1) 石材の厚さ (mm)　床（　）　階段（　）　(10.6.2)(10.6.3)
(2) 床石張り　(10.6.2)
浸透性吸水防止剤　○ 適用する　○ 適用しない
石裏面処理　○ 適用する　○ 適用しない
裏打ち処理　○ 適用する　○ 適用しない
(3) 階段張り　(10.6.3)
石裏面処理　○ 適用する　○ 適用しない
(4) 目地　一般目地 目地幅(mm)　(10.6.2)(10.6.3)
＊ 図示　○
シーリング材　○ 適用する　○ 適用しない
伸縮調整目地
位置　＊ 床面積30㎡程度ごと、細長い通路の場合6m程度ごと及び他部材との取り合い部
○ 図示
シーリング材の目地寸法
＊ 幅・深さとも10mm以上
○ 図示

▷ 7. 笠木、甲板等の石張り

(1) 取付工法　(10.7.2)(10.2.2)
○ 湿式工法　○ 乾式工法
(2) 湿式工法の取付金物
○ 標準仕様書 10.2.3(1)　○ 図示
(3) 乾式工法の取付金物
○ 標準仕様書 10.2.3(2)　○ 図示
方式　○ スライド方式　○ ロッキング方式
(4) 特殊部位用金物
○ 標準仕様書 10.2.2(3)　○ 図示
ファスナー　○ 図示
(5) アンカーの材質及び寸法　(10.2.2)
湿式工法の材質：　＊ SS400　○
寸法:
乾式工法の材質：　＊ ｽﾃﾝﾚｽ(SUS304)製　○
寸法:
(6) あと施工アンカーの種類、材質及び寸法
種類：　材質：　寸法:
(7) 上記以外の金物の材質、形状及び寸法
＊ 図示　○
(8) 石材の厚さ (mm)　○　(10.7.2)
(9) 石裏面処理　○ 適用する　○ 適用しない
(10) 乾式工法の場合の取付け代
＊ 標準仕様書 10.5.3(2)　○ 図示
(11) 石裏の補強用モルタル
○ 適用する　○ 適用しない
(12) 目地
湿式工法の場合
一般目地 目地幅(mm)　＊ 6以上　○　(10.3.3)
シーリング材　○ 適用する　○ 適用しない
伸縮調整目地
位置　＊ 標準仕様書 表11.1.1による
○ 図示
シーリング材の目地寸法
＊ 幅・深さとも10mm以上
○ 図示
乾式工法の場合
目地幅(mm)　＊ 8以上　○　(10.5.3)
シーリング材　○ 適用する
（ ＊ 標準仕様書 9.7による　○ 図示）
○ 適用しない

▷ 0. 隅で板

(1) 石材の厚さ (mm)　(10.7.2)
＊ 40　○

○ 第１１章　タイル工事

項目　　特記事項

▷ 1. 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

(1) 位置　＊ 標準仕様書 表11.1.1による　(11.1.3)
○ 図示
▷ 2. 見本焼、試験施工
(1) 見本焼き　○ 行う　○ 行わない　(11.1.4)
(2) 試験張り　○ 行う　○ 行わない
▷ 3. セメントモルタルによるタイル張り
(1) タイルの形状、寸法等　(11.2.2)

施行箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(2) 既調合モルタル　(11.2.3)
○ 既調合モルタルの製造所の仕様による
○
(3) 下地モルタル塗りのコンクリート素地面の下地処理方法 (11.2.6)
○ 目荒し方法（標準仕様書15.3.4(4)による）
○ ＭＣＲ工法（標準仕様書6.8による）
○
(4) 壁タイル張りの方法　(表11.2.3)
内外装タイル　○ 密着張り　○ 改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル
○ マスク張り　○ モザイクタイル張り
▷ 4. 有機系接着剤によるタイル張り　(11.3.2～11.3.4)(11.3.7)
(1) タイルの形状、寸法等

施行箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(2) 接着剤のホルムアルデヒド放散量　(11.3.3)
＊ Ｆ☆☆☆　○
(3) 外装タイルにおける目地詰め　(11.3.3)(11.3.5)
○ 行う　○ 行わない
(4) 目地のシーリング材　(11.3.4)
打継目地
＊ ポリウレタン系シーリング材　○
ひび割れ誘発目地
＊ ポリウレタン系シーリング材　○
伸縮調整目地
＊ 変成シリコン系シーリング材　○
その他の目地
＊ 変成シリコン系シーリング材　○
(5) 下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理方法　(11.3.5)
○ 目荒し方法（標準仕様書15.3.4(4)による）
○ ＭＣＲ工法（標準仕様書6.8による）
○

株式会社 柴滝建築設計事務所
一級建築士事務所　北海道知事登録（上）第８６号
管理建築士　一級建築士　第２６４９４４号　末木　貴茂

代表となる設計者	末木　貴茂	一級建築士　第264944号	
その他の設計者			
作　図	宮崎　雅矢	二級建築士　北海道　第（上）3421号	

工事名	北鷹栖団地　建替工事	図面番号 A－05
図面名	特記仕様書【新営】(２)	縮尺 A2:NoScale
		設計年月 2023.11

● 第12章 木工事

項目	特記事項
▶ 1. 材料	(1) 木材の含水率 (12.2.1)(表12.2.1) 部位 種別 下地材 ＊ A種（15%以下） ○ B種（20%以下） 造作材 ＊ A種（15%以下） ○ B種（18%以下） ※12.2.1(2)から(6)までで含水率が規定されているものはその規定による。 ※主要な構造材の木材は、含水率20%以下とする。 (2) 材料のホルムアルデヒド放散量等 ＊ F☆☆☆☆ ホルムアルデヒド放散量非表示で塗装なし ＊ 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ○ ＿＿＿＿ ホルムアルデヒド放散量非表示で塗装したもの ＊ 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 ○ ＿＿＿＿ ホルムアルデヒド放散量非表示で化粧加工したもの ＊ 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 ○ ＿＿＿＿ (3) 製材 (12.2.1)(表12.2.2) ｱ. JAS 1083（製材）に基づく製材 (7) 下地用製材（JAS 1085-5） 施工箇所｜寸法｜等級｜含水率｜保存処理 図示｜｜＊ 2級 ○｜｜｜ ｜｜＊ 2級 ○｜｜｜ ｜｜＊ 2級 ○｜｜｜ (4) 造作用製材（JAS 1083-2） 施工箇所｜寸法｜等級｜含水率｜保存処理 図示｜｜○ 上小節 ○ 小節以上｜｜｜ ｜｜○ 上小節 ○ 小節以上｜｜｜ ｜｜○ 上小節 ○ 小節以上｜｜｜ (9) 広葉樹製材（JAS 1083-6） 施工箇所｜寸法｜等級｜含水率｜保存処理 ｜｜＊ 1等 ○｜10%以下｜｜ ｜｜＊ 1等 ○｜10%以下｜｜ ｜｜＊ 1等 ○｜10%以下｜｜ ｲ. JAS 1083以外による製材 施工箇所｜寸法｜材面の品質｜防虫処理｜含水率 ｜｜｜○ 適用する ○ 適用しない｜｜ ｜｜｜○ 適用する ○ 適用しない｜｜ ｜｜｜○ 適用する ○ 適用しない｜｜ 造作材の材面の品質： ＊ A種 ○ B種 (表12.2.2) 代用樹種を使用できない箇所： ＿＿＿＿ ｳ. 針葉樹製材は、JAS乾燥認定工場から出荷された木材は、出荷証明書を、その他の工場から出荷された木材は、北海道林産物検査会が発行する検査証明書を提出すること。 ｴ. カラマツの使用範囲は、原則として東・母屋・土台・大引きとする。 ｵ. 表面処理用防腐剤は工事監督員の承諾するものとする。 (4) 造作用集成材等 (12.2.1) ｱ. 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材等 (7) 造作用集成材 施工箇所｜品名｜樹種｜寸法(mm)｜見付材付面｜見付材面の品質 ｜｜｜｜｜＊ 1等 ○ 2等 ｜｜｜｜｜＊ 1等 ○ 2等 ｜｜｜｜｜＊ 1等 ○ 2等 (4) 化粧ばり造作用集成材 施工箇所｜品名｜樹種｜寸法(mm)｜化粧薄板の厚さ(mm)｜見付材付面｜見付材面の品質 ｜｜化粧薄板：芯材：｜｜｜｜＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等 ｜｜化粧薄板：芯材：｜｜｜｜＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等 ｜｜化粧薄板：芯材：｜｜｜｜＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等 (5) 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材等 施工箇所｜樹種｜寸法(mm)｜見付材付面の品質｜含水率 ｜｜｜｜＊ 15%以下 ○ ｜｜｜｜＊ 15%以下 ○ ｜｜｜｜＊ 15%以下 ○ ｲ. 化粧ばり造作用集成材 施工箇所｜樹種｜寸法(mm)｜化粧薄板の厚さ(mm)｜見付材付面の品質｜含水率 ｜化粧薄板：芯材：｜｜｜｜＊ 15%以下 ○ ｜化粧薄板：芯材：｜｜｜｜＊ 15%以下 ○ ｜化粧薄板：芯材：｜｜｜｜＊ 15%以下 ○ (6) 造作用単板積層材 (12.2.1) ｱ. JAS0701による造作用単板積層材 (7) 造作用単板積層材 施工箇所｜品名｜寸法｜表面の品質｜防虫処理 ｜｜｜○ 有 ○ 無 加工：（○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ○ 塗装加工 ○ 無 （等級： ））｜○ 適用する ○ 適用しない ｜｜｜○ 有 ○ 無 加工：（○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ○ 無 （等級： ））｜○ 適用する ○ 適用しない ｲ. JAS 0701以外の造作用単板積層材 (12.2.1) (7) 造作用単板積層材 施工箇所｜寸法｜表面の品質｜含水率｜防虫処理 ｜｜○ 有 ○ 無 加工：（○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ○ 無 （ ））｜＊ 14%以下 ○｜○ 適用する ○ 適用しない ｜｜○ 有 ○ 無 加工：（○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ○ 無 （ ））｜＊ 14%以下 ○｜○ 適用する ○ 適用しない

項目	特記事項
	(7) 直交集成板（JAS 3079） (12.2.1) 品名｜強度等級｜種別｜接着性能｜樹種｜寸法
	(8) 合板等 7. 下地用合板 (12.2.1) (7) 「合板の日本農林規格」の普通合板 施工箇所｜品名｜厚さ(mm)｜単板の樹種名｜接着の程度｜板面の品質｜防虫処理 UT・WC床｜｜＊ 5.5 ○｜｜＊ 1類 ○ 2類｜広葉樹 ＊ 2等 ○ 1等 針葉樹 ＊ C-D ○｜○ 適用する ○ 適用しない ｜｜＊ 5.5 ○｜｜＊ 1類 ○ 2類｜広葉樹 ＊ 2等 ○ 1等 針葉樹 ＊ C-D ○｜○ 適用する ○ 適用しない
	ｲ. 構造用合板 (12.2.1) (7) 「合板の日本農林規格」の構造用合板・化粧ばり構造用合板 施工箇所｜品名｜厚さ(mm)｜接着の程度｜等級｜板面の品質｜単板の樹種名｜保存処理｜防虫処理｜強度等級 外壁｜｜＊ 12 ● 9｜＊ 1類 ○ 2類 ＊ ※特類｜＊ 2級 ○ 1級｜＊ C-D ○｜｜｜○ 適用する（ ） ○ 適用しない｜○ 適用する（ ） ○ 適用しない 床｜｜● 28｜＊ 1類 ○ 2類 ＊ ※特類｜＊ 2級 ○ 1級｜＊ C-D ○｜｜｜○ 適用する（ ） ○ 適用しない｜○ 適用する（ ） ○ 適用しない ※常時湿潤状態となる場所の接着の程度は特類とする (イ) 天然木化粧合板 (12.2.1) 施工箇所｜厚さ(mm)｜接着の程度｜単板の樹種名｜防虫処理｜防虫処理 ｜＊ ○｜＊ 1類 ○ 2類｜｜｜｜ ｳ. 特殊加工化粧合板 (12.2.1) 施工箇所｜品目｜厚さ(mm)｜接着の程度｜単板の樹種名｜化粧加工の方法｜防虫処理 ｜｜＊ 5.5 ○｜＊ 1類 ○ 2類｜｜○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装等｜ ｜｜＊ 5.5 ○｜＊ 1類 ○ 2類｜｜｜ ｴ. パーティクルボード（JIS A 5908） (12.2.1) 施工箇所｜表裏面の状態による区分｜曲げ強さによる区分｜耐水性による区分｜難燃性による区分｜厚さ(mm) ｜｜＊ 13タイプ ○｜○ MR1(M) ○ MR2(P)｜｜＊ 15 ○ ｜｜＊ 13タイプ ○｜○ MR1(M) ○ MR2(P)｜｜＊ 15 ○ ｴ. ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）（JIS A 5905） 施工箇所｜表裏面の状態による区分｜曲げ強さによる区分｜接着剤による区分｜難燃性による区分｜厚さ(mm) ｜｜○ 13タイプ ○ 15タイプ ○ 25タイプ ○ 30タイプ｜○ P ○ M ○ U｜｜＊ 15 ○ ｜｜○ 13タイプ ○ 15タイプ ○ 25タイプ ○ 30タイプ｜○ P ○ M ○ U｜｜＊ 15 ○ ｵ. JAS 0360の構造用パネル (12.2.1) 施工箇所｜品名｜厚さ(mm) ▶ 2. 接合具等 (12.2.2) ＊ 隠し釘打ち ○ ＿＿＿＿ (2) 諸金物 (12.2.2) 諸金物の形状・寸法・材質 ＊ 表12.2.3～12.2.5による コンクリート埋込部を除き表14.2.2のF種程度 ○ (3) 接合具等の接着剤： (12.2.2) ホルムアルデヒド放散量： ＊ F☆☆☆☆ ○ ＿＿＿＿ (4) 木れんがの接着工法に使用する接着剤： (12.2.3) ホルムアルデヒド放散量： ＊ F☆☆☆☆ ○ ＿＿＿＿ ▶ 3. 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1) (1) 防腐・防蟻処理 7. 防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材 適用部位（ ） ｲ. 工場における薬剤の加圧注入処理等 (12.3.1) 適用部位｜保存処理性能区分 ｜○ K2 ○ K3 ○ K4 ○ インサイジング ｜○ K2 ○ K3 ○ K4 ○ インサイジング ｳ. 薬剤の塗布等 (12.3.1) 適用部位｜処理の方法 柱脚廻り｜＊ 薬剤の製造所の仕様による ● K3以上 ｴ. ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐・防蟻処理 適用部位（ ） ｵ. 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理 ● 使用する（K3の防虫処理） ○ 使用しない (2) 防虫処理 (12.3.2) ラワン材等 ○ 使用する（K1の防虫処理） ○ 使用しない ▶ 4. 鉄筋コンクリート造等の内部廻り仕切り軸組及び床組 (12.4.1) (1) 間仕切り軸組に用いる木材 ＊ 杉又は松 ○ ＿＿＿＿ (2) 床組に用いる木材 ＊ 杉又は松 ○ ＿＿＿＿ 土間スラブ類の場合の土台転ばし大引及び転ばし根太 ＊ ひのき又は3節による保存処理木材 ○ ＿＿＿＿ ▶ 5. 窓、出入り口その他 (1) 窓、出入り口その他に用いる木材 ＊ 吊元枠、水掛かりの下枠及び敷居：ひのき その他：松又は杉

項目	特記事項
▷ 6. 床張り	(1) 縁甲板及び上がりがまちに用いる木材 ＊ ひのき ○ ＿＿＿＿
▶ 7. 登及び天井下地	(1) 木材 ＊ 杉又は松 ○ ＿＿＿＿

● 第13章 屋根工事及びとい工事

項目	特記事項
▶ 1. 長尺金属板葺	(1) 材料 (13.2.2)(13.2.3)(表13.2.1) 施行箇所｜板及びコイルの種類｜塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等｜厚さ(mm)｜屋根葺形式｜葺板の寸法・厚さ｜下地｜留め付け方法 屋根｜＊ JIS G 3322の屋根用コイル ○｜AZ｜0.4｜○ 立て平葺 ○ 心なし瓦棒葺 ○ 横葺 ● 横葺パイプ葺き｜｜｜ (2) 下葺材料 ● アスファルトルーフィング940 ○ 改質アスファルトルーフィング下葺材 ○ 一般タイプ ○ 複層基材タイプ ○ 粘着層付タイプ (3) 工法 (13.2.3) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ○ 図示 ● メーカー仕様による 横葺の場合のけらば納め ○ つかみ込み納め ○ けらば包み納め 雪止め ○ 設置する （ ○ 図示 ○ ） ▷ 2. 折板葺 (13.3.2)(表13.2.1) (1) 材料 施行箇所｜形式｜山高・山ピッチによる区分 山高｜山ピッチ｜耐力による区分｜材料による区分｜表面処理｜軒先面戻り板 ｜○｜｜｜（ ）種｜＊ 鋼板製 ○｜○ 有 ○ 無 (2) 材質の種類 （ ） (3) 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等（ ＿＿＿＿） (4) 断熱材 ○ 有り （ 種別：＿＿ 厚さ(mm)：＿＿ 防火性能：＿＿時間） ○ 無し (5) 工法 (13.3.3) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ○ 図示 ○ 耐雪性に応じた工法 ○ 適用する （ ○ 図示 ○ ＿＿ ） ○ 適用しない (6) 折板のけらば納め ＊ けらば包みによる方法 ○ ▷ 3. とい (13.5.2)(表13.5.1) (1) 材料 といの種類 ○ 配管用鋼管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 ○ ○ 表面処理鋼板 ○ 表面及び裏面の塗膜の種類（ ＿＿ ） ○ 耐酸被覆鋼板 ○ といの受金物 といの受金物の材質、形状、取付け間隔 ＊ 標準仕様書 表13.5.2による ○ ＿＿＿＿ 足金物の材質、形状、取付け間隔 ＊ 標準仕様書 表13.5.2による ○ ＿＿＿＿ ○ 多雪地域の場合の軒どいの取付間隔0.5m以下 ○ 図示 防露材のホルムアルデヒド放散量 ＊ F☆☆☆☆ ○ ＿＿＿＿ (2) 工法 (13.5.3) ○ 鋼製製といの場合の防露巻きの工法 ○ 標準仕様書 13.5.4による ○ ＿＿＿＿ ▷ 4. ルーフドレイン JCM 301 によるルーフドレインの種類及び呼び (13.5.2) 種類｜呼び｜施行箇所 ○ ろく屋根用たて樋Ⅰ型｜ねじ込み式｜○｜ ○ ろく屋根用横形Ⅰ型｜ねじ込み式｜○｜ ○ パルコニー中継用｜○ ねじ込み式 ○ 差し込み式｜○｜ ○ パルコニー用｜○ ねじ込み式 ○ 差し込み式｜○｜ ○｜｜○｜

○ 第14章 金属工事

項目	特記事項
▷ 1. アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	(1) 表面処理 (14.2.1)(表14.2.1) 種別｜施行箇所（成型板、笠木、建具以外）｜色合い等 ○ AB-1種 ○ AB-2種 ○ AC-1種 ○ AC-2種 ○ BA-1種 ○ BA-2種 ○ BB-1種 ○ BB-2種 ○ BC-1種 ○ BC-2種 ○ C種 ○ 常温乾燥型の塗装の場合 （ ＿＿＿＿）
▷ 2. 鉄鋼の亜鉛めっき	(2) 陽極酸化皮膜による着色方法 ＊ 二次電解着色 ○ 三次電解着色 (1) 鉄鋼の亜鉛めっき (14.2.2)(表14.2.2) 表面処理方法｜種別｜施行箇所（手すり、クラップ以外） 溶融亜鉛めっき｜○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ D種 電気亜鉛めっき｜○ E種 ○ F種
▷ 3. 軽量鉄骨天井下地	(1) 野縁等の種類 (14.4.2)(表14.4.1) 屋外 ＊ 25型 ○ 19型 屋内 ＊ 19型 ○ 25型 ○ 屋外の場合の形状及び寸法 (14.4.3) 野縁受、つりボルト、インサートの間隔及び周辺部端からの距離 ○ 図示 ○ ＿＿＿＿
▷ 4. 軽量鉄骨壁下地	野縁の間隔 ○ 図示 ○ ＿＿＿＿ 断熱インサート 床及び壁等で内部断熱を施した面の、内面アンカーに使用 (2) 工法 (14.4.4) ○ つりボルトの間隔が900mmを超える場合 補強方法 ○ 図示 ○ ＿＿＿＿ ○ 天井のふところが3.0mを超える場合 補強方法 ○ 図示 ○ ＿＿＿＿ ○ 天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所、補強方法 ○ 図示 ○ ＿＿＿＿ ○ 屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強 補強箇所、補強方法 ○ 図示 ○ ＿＿＿＿ (3) スタッド、ランナ等の種類 (14.5.3) ＊ 標準仕様書 表14.5.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ○ 図示 (2) スタッドの高さが5.0m多超える場合 ○ 図示 ○ ＿＿＿＿ (3) 出入口及びこれに準ずる開口部の補強 (14.5.4) ＊ 標準仕様書 14.5.4(5)による ○ 図示 ▷ 5. 金属成形板張り (14.6.2) (1) 種別 ○ 図示 ○ ＿＿＿＿ (2) 表面処理 ○ 図示 ○ ＿＿＿＿ (3) 取付け用下地 ＊ 標準仕様書 14.4による ○ 図示 (4) 伸縮調整継手 (14.6.3) ○ 設ける（施行箇所 ○ 図示 ○ ＿＿＿＿） ○ 設けない ▷ 6. アルミニウム製笠木 (14.7.2)(表14.7.1) (1) 断材の種類 ○ 250形 ○ 300形 ○ 350形 ○ ＿＿＿＿ (2) 表面処理 種別（ ） 種 (14.7.2)(表14.2.1) 色合等 ○ 標準色（ ＿＿＿＿） ○ 特注色（ ＿＿＿＿） (3) 笠木の固定金具の工法等 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ○ 図示 ○

● 第15章 左官工事

項目	特記事項
▷ 1. ラス系下地	(1) 下地の種類 (15.2.4) ○ 通気構法 （ ○ 二層下地 ○ 単層下地 ） ○ 直張り工法 （ ○ ラスモルタル下地 ○ ラスシートモルタル下地 ） ○ 図示 （ 外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形式の通気構法を行う場合） (2) 材料 (15.2.4) ラス材及ぶ補強用平ラス 材料記号 （ ＊ K ○ ＿＿ ） 種類及び単位面積当たりの質量 ○ 一層下地通気構法 ○ 波形ラス(W700) ○ こぶラス(K800) ○ 力骨付きラス(BP700) ○ 単層下地通気構法 ○ リブラスC(BC800)に下張りシートのある裏打ち材などと一体化したラス ○ ＿＿＿＿ ラスシートの山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 ＊ LS4（耐力壁の場合） ○ ＿＿＿＿ ステープルの形状及びけた リブラス ＊ L925TS以上（リブラスC(RC800)の場合） ○ ＿＿＿＿ (3) 施工 (15.2.4) 二層下地通気構法 換気口部の措置 ＊ 講ずる ○ ＿＿＿＿ 直張り工法（ラスシートモルタル下地の場合） 躯面基準法に基づく耐力壁として使用する場合のラスシートの施工 ○ 図示 ○ ＿＿＿＿ ▷ 2. せっこうボード、その他のボード下地 (15.2.5) (1) 材料 せっこうボード、せっこうラスボード及び木質系セメント板の種類及び厚さ せっこうボード 種類（ ） 厚さ（ mm） ○ せっこうラスボード 種類（ ） 厚さ（ mm） 木質系セメント板 種類（ ） 厚さ（ mm） ▷ 3. こまい下地 (15.2.6) (1) 建築基準法に基づく耐力壁の指定 ○ なし ○ あり ▷ 4. 木ずり下地 (15.2.7) (1) 材料 木ずり用小幅板の材種 ＊ 杉（心去り材） ○ ＿＿＿＿ ▶ 5. モルタル塗り (15.3.2) (1) モルタル ● 現場調合材料 ○ 既調合材料 (2) 既製目地材 (15.3.2) ● 設ける 施行箇所（ 図示 ） 形状（ ○ 図示 ○ ＿＿ ） ○ 設けない (3) 床の目地 ● 設ける 目地幅 ＊ 2m程度（最大目地間隔3m程度） ○ 種類 ＊ 押し目地 ○ ＿＿＿＿ ○ 設けない (4) 外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験 (15.3.5) ○ 行う ○ 行わない ▷ 6. 仕上塗材仕上げ (15.6.2) (1) 建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 (15.6.2) ＊ F☆☆☆☆ ○ ＿＿＿＿ (2) 材料 (15.6.2) ○ 薄付け仕上塗材 (表15.6.1)(その1) 呼び名｜仕上げの形状｜工法｜吸放湿性｜防火材料 外装薄塗材Si｜○ 砂壁状 ○ ゆず肌状 ○ さざ波状｜○ 吹付け ○ ローラー塗り｜｜○ 適用する ○ 適用しない 可とう形外装薄塗材Si｜○ 砂壁状 ○ ゆず肌状 ○ さざ波状｜○ 吹付け ○ ローラー塗り｜｜○ 適用する ○ 適用しない 外装薄塗材E｜○ 砂壁状 ○ ゆず肌状 ○ さざ波状｜○ 吹付け ○ ローラー塗り｜｜○ 適用する ○ 適用しない ○ 厚付け仕上塗材 (表15.6.1)(その2) 呼び名｜仕上げの形状｜工法｜吸放湿性｜防火材料 外装厚塗材C｜○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし｜○ 吹付け ○ こて塗り｜｜○ 適用する ○ 適用しない 外装厚塗材Si｜○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし｜○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り｜｜○ 適用する ○ 適用しない 外装厚塗材E｜○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし｜○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り｜｜○ 適用する ○ 適用しない 内装厚塗材C｜○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし｜○ 吹付け ○ こて塗り｜｜○ 適用する ○ 適用しない 内装厚塗材Si｜○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし｜○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り｜｜○ 適用する ○ 適用しない 内装厚塗材E｜○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし｜○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り｜｜○ 適用する ○ 適用しない 内装厚塗材Si｜○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし｜○ こて塗り｜｜○ 適用する ○ 適用しない 内装厚塗材E｜○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし｜○ こて塗り｜｜○ 適用する ○ 適用しない 外装厚塗材Cにおける上塗材がセメントスタッコ以外の場合 （ ＿＿＿＿） 外装厚塗材Si、外装厚塗材Eにおける上塗材の適用 ○ 適用する ○ 適用しない ○ 複層仕上塗材 (表15.6.1)(その3) ○ 軽量骨材仕上塗材 呼び名｜仕上げの形状｜工法｜吸放湿性｜防火材料 ○ 複層塗材CE ○ 複層塗材RE ○ 複層塗材Si ○ 複層塗材E｜○ 凸部処理 ○ 凹凸状 ○ ゆず肌状｜○ 吹付け ○ ローラー塗り｜○ 耐候形3種 ○｜○ 適用する ○ 適用しない 可とう形複層塗材CE｜○ 凸部処理 ○ 凹凸状 ○ ゆず肌状｜○ 吹付け ○ ローラー塗り｜○ 耐候形3種 ○｜○ 適用する ○ 適用しない ○ 防水形複層塗材CM ○ 防水形複層塗材RM ○ 防水形複層塗材E｜○ 凸部処理 ○ 凹凸状 ○ ゆず肌状｜○ 吹付け ○ ローラー塗り｜○ 耐候形3種 ○｜○ 適用する ○ 適用しない 吹付用軽量塗材｜○ 砂壁状｜○ 吹付け｜｜○ 適用する ○ 適用しない こて塗用軽量塗材｜○ 平たん状｜○ こて塗り｜｜○ 適用する ○ 適用しない 複層仕上げ塗材の上塗材 (15.6.2)(表15.6.2) 樹脂 ○ アクリル系 ○ シリカ系 ○ ポリウレタン系 ○ アクリルシリコン系 ○ ふっ素系 外観 ○ つやあり ○ つやなし ○ メタリック 溶媒 ○ 溶剤系 ○ 弱溶剤系 ○ 水系 ▷ 7. マスチック塗材塗り (1) 種別 ○ A種 ○ B種 (15.7.2)(表15.7.1) ▷ 8. しっくい塗り (1) 下地の種類 （ ） (15.10.1) ○ 標準仕様書15.10.1による場合以外の下地への適用 （ ＿＿＿＿） (2) 材料 (15.10.2) ○ 標準仕様書15.10.2(1)(7)、(イ)による 色しっくい ○ 適用する ○ 適用しない ○ ＿＿＿＿ (3) 調合及び塗厚 (15.10.3)(表15.10.1～表15.10.4) 既調合しっくい ＊ 標準仕様書15.10.3(1)による ○ 現場調合しっくい ＊ 標準仕様書15.10.3(2)による ○ (4) 既調合しっくいの上塗り仕上げ工法 (15.10.4)(表15.10.5) ○ なで切り仕上げ ○ パターン仕上げ ▷ 9. こまい壁塗り (1) 材料 (15.11.2) 土壁用ののりの種類 ＊ つのまた ○ ふのり ○ ぎんなんそう ○ 粉末海藻 砂壁用ののりの種類 ＊ ふのり ○ つのまた ○ こんにゃくのり ○ にかわ ○ 合成高分子系混和剤 色土の種類 ○ 土物仕上げ （ ） ○ 大津仕上げ （ ） 色砂の種類 ○ 天然砂と岩石の砕砂 ○ 人工的に着色・製造したもの (2) 調合 下塗りの調合 ＊ 標準仕様書表15.11.2による (15.11.3) ○ ＿＿＿＿

株式会社 柴滝建築設計事務所
一級建築士事務所 北海道知事登録（上）第86号
管理建築士 一級建築士 第264944号 末木 貴茂

代表となる設計者	末木 貴茂	一級建築士 第264944号	
その他の設計者			
作図	宮崎 雅矢	二級建築士 北海道 第（上）3421号	

工事名	北鷹栖団地 建替工事		図面番号 A－06
図面名	特記仕様書【新営】(3)	縮尺 A2:NoScale	設計年月 2023.11

(3) 塗厚　＊ 標準仕様書表15.11.8による　(15.11.4)
　○ 建築基準法に基づく耐力壁の指定がある場合
　○ 図示　○
(4) 工程　こまい壁　＊ A種　○ B種　(15.11.5)(表15.11.9)
(5) 土物仕上げの工法　(15.11.7)
　○ 土物仕上げの工法
　○ 水こね土物1工法　○ 水こね土物2工法
　○ のりさし土物工法　○ のりごね土物工法
　○ 砂壁仕上げ工法
　○ 切返し仕上げ工法
(6) 大津仕上げ工法　(15.11.8)
　○ 普通大津仕上げ工法　○ 大津みがき工法
(7) ちりじゃくり　○ 図示　○ (15.11.7)(15.11.8)

▷ 10. ロックウール吹付け
(1) ロックウールのホルムアルデヒド放散量　(15.12.2)
　＊ F☆☆☆☆　○
(2) 接着剤のホルムアルデヒド放散量
　＊ F☆☆☆☆　○
(3) 仕上げ吹付け厚さ(mm)　(15.12.3)
　＊ 図示　○

● 第16章　建具工事

項目	特記事項
▷ 1. 防火戸	(1) 防火戸の適用：　(16.1.3) ○ 適用する 適用箇所（ ＊ 建具表による ○ ） ○ 適用しない (2) ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動：　(16.1.3) ＊ 建具表による　○
▷ 2. 見本の製作等	(1) 建具見本の製作：　＊ 行わない　(16.1.4) ○ 行う（建具表により指定する。）
	(2) 特殊な建具の仮組：　＊ 実施しない　(16.1.4) ○ 実施する
▷ 3. 防犯建物部品	(1) 防犯建物部品：　＊ 適用する　(16.1.6) ○ 適用しない
▶ 4. アルミニウム製建具	(1) 外部に面する建具の性能等級等　(16.2.1～5) （コンクリート系下地及び鉄骨下地）　(表16.2.1)

種別	＊ A種	○ B種	○ C種
枠の見込み寸法(mm)	＊70	○100	100
耐風圧性	S－4	S－5	S－6
気密性	A－3		A－4
水密性	W－4		W－5

（木下地）　(表16.2.2)

種別	＊ D種	○ E種
枠の見込み寸法(mm)	＊70	○00
耐風圧性	S－2	S－3
気密性	A－3	
水密性	W－3	

(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の
遮音性の等級（ ○ ）
(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の
断熱性の等級　（ ● K2 ）
(4) アルミニウムの表面処理　(16.2.4)
外部に面する建具　(表14.2.1)
種別　● BB-1種　○ BB-2種
着色　● 標準色　○ 特注色
（ ○ ブラウン系　○ ブラック　○ ステンカラー ）
屋内の建具　(表14.2.1)
種別　○ BC-1種　○ BC-2種
着色　○ 標準色　○ 特注色
（ ○ ブラウン系　○ ブラック　○ ステンカラー ）
(5) ステンレス鋼板の種類　(16.2.3)(16.6.3)
＊ SUS304, SUS430JIL, SUS443J1　○
(6) ステンレス製くつずりの仕上げ　(16.2.4)(16.4.4)
＊ HL　○
(7) 結露水の処理方法　＊ 図示　○ (16.2.4)
(8) 水切り板、ぜん板等　＊ 図示　○ (16.2.5)
(9) 木下地の内付け建具　(16.2.5)
＊ 適用する（建具の製造所の仕様）　○ 適用しない

▶ 5. 網戸
(1) 防虫網の材質　(16.2.3)
＊ 合成樹脂製
○ ガラス繊維入り合成樹脂製　○ ステンレス製（SUS316）
線径　＊ 0.25mm以上　○ mm以上
網目　＊ 16～18メッシュ　○ メッシュ

▶ 6. 樹脂製建具
(1) 外部に面する建具の性能等級等　(16.3.2)
（コンクリート系下地及び鉄骨下地）　(表16.3.1)

種別	○ A種	○ B種	○ C種
耐風圧性	S－4	S－5	S－6
気密性	A－4		
水密性	W－4	W－5	

（木下地）　(表16.3.2)

種別	○ D種	● E種
耐風圧性	S－2	S－3
気密性	A－3	
水密性	W－4	

(2) 枠の見込み寸法：　＊ 建具表による　○ (16.3.4)
(3) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の種類　(16.3.7)
● T－1　○ T－2
(4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級
＊ 外部に面する建具の断熱性の等級　(表16.3.3)
● 適用する　（ ○ H－4　○ H－5　● H－6 ）
● H－7　○ H－8 ）
○ 適用しない
○
(5) ガラス：　＊ 複層ガラス　○ 単板ガラス　○ 三重ガラス(16.3.3)
(6) 表面色：　○ 標準色（白）　○ 特注色　(16.3.4)
(7) 水切り板、ぜん板等　＊ 図示　○ (16.2.5)
(8) 木下地の内付け建具　(16.3.5)(16.2.5)
○ 適用する（建具の製造所の仕様）　○ 適用しない
(9) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級　(16.3.2)
○ N－1　● N－2　○ N－3

▷ 7. 鋼製建具
(1) 簡易気密型ドアのセット気密性等級、水密性等級　(16.4.2)
○ 標準仕様書表16.4.1による　○ 建具表による
(2) 外部に面する建具の耐風圧性の等級　(表16.2.1)
○ S－4　○ S－5　○ S－6
(3) 防音ドア、防音サッシとする場合　(16.2.2)
遮音性の等級（ ○ ）
(4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合　(16.2.2)
断熱性の等級　（ ○ ）
(5) 耐震ドアとする場合　(16.4.2)
面内変形追随性の等級　（ ○ ）
(6) ステンレス鋼板の種類　(16.4.3)(16.6.3)
＊ SUS304, SUS430JIL, SUS443J1　○
(7) 点検口の類のくつづりの材料　○ (16.4.3)
(8) 鋼板の厚さ　＊ 標準仕様書16.4.4表16.4.2による　(16.4.4)
○ 図示
(9) ステンレス製のくつづりの仕上げ　＊ HL　○ (16.4.4)
(10) 標準型鋼製建具の有効内法寸法(表16.4.5による)　(16.4.6)
○ 適用する（建具符号、形式及び寸法は建具表による）

▷ 8. 鋼製軽量建具
(1) 簡易気密型ドアセット　○ A－3　○ 建具表による
(2) 防音ドア、防音サッシとする場合　(16.2.2)
遮音性の等級（ ○ ）
(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合　(16.2.2)
断熱性の等級　（ ○ ）
(4) 耐震ドアとする場合　(16.5.2)
面内変形追随性の等級　（ ○ ）
(5) 戸の鋼板　(16.5.3)
○ 亜鉛めっき鋼板　○ ビニル被覆鋼板
○ カラー鋼板　○ ステンレス鋼板
(6) 召合わせ、縦小口包み板等の材質　(16.5.3)
○ ステンレス鋼板　＊ 鋼板　○ アルミニウム合金
(7) 鋼板類の厚さ　(16.5.4)
＊ 標準仕様書16.5.4表16.5.1による
○ 図示
(8) ステンレス製のくつづりの仕上げ　(16.5.4)(16.4.4)
＊ HL　○
(9) 標準型鋼製建具の有効内法寸法(表16.4.5による)　(16.5.6)
○ 適用する（建具符号、形式及び寸法は建具表による）

▷ 9. ステンレス製建具
(1) 性能値等（建具符号は建具表による）　(16.6.2)
耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級
＊ 建具表による　○
(2) 外部に面する建具の耐風圧性の等級　(表16.2.1)
○ S－4　○ S－5　○ S－6
(3) 防音ドア、防音サッシとする場合
遮音性の等級（ ○ ）
(4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合
断熱性の等級　（ ○ ）
(5) 耐震ドアとする場合　(16.4.2)
面内変形追随性の等級　（ ○ ）
(6) ステンレス鋼板の種類　(16.6.3)
＊ SUS304, SUS430JIL, SUS443J1　○
(7) 表面仕上げ　＊ HL　○ (16.6.4)
(8) ステンレス製のくつづりの仕上げ　(16.5.4)(16.4.4)
＊ HL　○
(9) 曲げ加工　＊ 普通曲げ　○ 角出し曲げ　(16.6.5)

▶ 10. 木製建具
(1) 建具の加工、組立時の含水率　(16.7.2)(表16.7.1)
＊ A種　○ B種
(2) 接着剤のホルムアルデヒド放散量　(16.7.2)
＊ F☆☆☆☆　○
(3) 枠及びくつずりの材料　(16.7.2)
● 建具表による　● 部分詳細図
○ フラッシュ戸　(16.7.2)(表16.7.2)

表面材の合板の種類

合板の種類	表面材の品質等
● 普通合板	接着の程度 ＊ 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○ 板面の品質 ＊ 広葉樹1等　○
○ 天然木化粧合板	接着の程度 ＊ 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○
○ 特殊加工化粧合板	接着の程度 ＊ 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○
● ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）	表面の状態による区分(　) 曲げ強さによる区分（　） 接着剤による区分　（　） 難燃性による区分　（　）

表面材の材料のホルムアルデヒド放散量
＊ 標準仕様書16.7.2(2)(f)(a)による　○
表面板の厚さ　(16.7.3)
＊ 標準仕様書表16.7.6による　○
引戸の定規線　(16.7.4)
○ 召し合せかまちをいんろう付きとする
○ かまち戸　(16.7.2)(16.7.3)(表16.7.7)
かまち樹種（　）鏡板樹種（　）
見込みの寸法　＊ 36mm　○ 建具表による　○
○ ふすま　(16.7.2)(表16.7.3)(16.7.3)
(表16.7.7)(16.7.4)(表16.7.10)
種別、工法
下張り　○ I型　○ II型
上張り、縁仕上　○ 鳥の子　○ 新鳥の子又はビニル紙程度
○ 生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込みの寸法　＊ 19.5mm　○ 建具表による　○
○ 戸以ふすま　(16.7.2)(16.7.3)(表16.7.3)(16.7.4)
表面材の種類、品質等　（　）
見込み寸法　＊ 30mm　○ 建具表による　○
○ 紙張り障子　(16.7.3)(表16.7.7)
見込み寸法　＊ 30mm　○ 建具表による　○

▶ 11. 建具用金物
(1) 取付け施工　(16.8.3)
取っ手類の取付け高さは、床仕上げ面からの高さとし、図示
その他指示のない場合は、建具製造所の仕様による。
(2) 金物の種類・見え掛り部の材質等　(16.8.2)
＊ 標準仕様書 表16.8.1及び適用（備考欄の特記事項も含む）
は、建具表による　○
(3) 金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
＊ 標準仕様書 表16.8.2による　○
(4) 樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
＊ 標準仕様書 表16.8.3による　○
(5) 木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
＊ 標準仕様書 表16.8.4による　○
(6) 木製建具に使用する戸車及びレール
＊ 標準仕様書 表16.8.5による　○
(7) マスターキー　○ 製作する　＊ 製作しない　(16.8.4)
○ 既存のマスターキーに合わせる
(8) 鍵：　＊ 3本1組　○ (16.8.4)
※セキュリティ認証TDシステム対応とする
(9) 鍵箱：　○ 無し　○ 有り　(16.8.4)
(10) 建具表で指定のない建具金物は1.6章8節による。

▷ 12. 自動ドア開閉装置
(1) 引き戸用駆動装置の性能　(16.9.2)(表16.9.1)
○ SSLD－1　○ SSLD－2
○ DSLD－1　○ DSLD－2
防錆の適用　○ 適用する　○ 適用しない
(2) 車椅子使用者用便開出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能
＊ 標準仕様書16.9.2表16.9.2による　○
防錆の適用　○ 適用する　○ 適用しない
(3) 開閉方法は、建具表による。　(16.9.2)
(4) 検出装置の性能　(16.9.2)
＊ 表16.9.3による　○
(5) 戸の開閉方式
＊ 図示　○
(6) 引き戸用検出装置の種類　(表16.9.4)
○ 光線（反射）センサー　○ 熱線センサー
○ 音波センサー　○ 光電センサー
○ 電波センサー
○ タッチスイッチ
（ ○ 無線式タッチスイッチ　○ 光電式タッチスイッチ）
○ 押しボタンスイッチ
○ 車椅子使用者便房スイッチ
（ ○ 大形（開・閉）押しボタンスイッチ　○ 非接触スイッチ ）
(7) 凍結防止措置　(16.9.2)
○ 適用する　○ 適用しない

▷ 13. 自閉式上吊り引戸装置
(1) 性能等
＊ 標準仕様書16.10.3表16.10.1による。
○ 図示

▷ 14. 重量シャッター
(1) シャッターの種類　(16.11.2)
○ 管理用シャッター　○ 外壁用防火シャッター
○ 屋内用防火シャッター　○ 防煙シャッター
(2) 耐風圧強度　(16.11.2)
管理用シャッター　＿＿＿pa
外壁用防火シャッター　＿＿＿pa
(3) シャッターケース（管理用シャッター）　(16.11.2)
○ 設ける　○ 設けない
(4) 開閉方式　＊ 電動式（手動併用）　(16.11.2)(表16.11.1)
○ 手動式
(5) 安全装置
急降下制動装置又は急降下停止装置、
障害物感知装置、危険防止機構の設置個所
○ 図示　○
(6) 注意喚起装置　○ 音声発生装置　○ 注意灯の設置
○ シャッターへの危険表示
○ シャッターの下降位置の表示
(7) 吹雪止め　吹き込み防止用サイドシール（3方）を設置
(8) 鋼板の種類及びめっきの付着量　(16.11.3)
種類　○ JIS G 3302　○ JIS G 3312
付着量　＊ Z12又はF12　○ ＿＿＿
(9) ステンレス鋼板　(16.11.3)(16.6.3)
＊ SUS304, SUS430JIL, SUS443J1　○ ＿＿＿
(10) 開閉形式　＊ 手動式　(16.12.2)(表16.12.1)
○ 電動式（手動併用）
(11) 耐風圧強度　＿＿＿pa　(16.12.2)
(12) 電動式の場合の安全装置
障害物感知装置の設置個所　○ 図示　○ ＿＿＿
(13) スラットの材質　(16.12.3)
○ JIS G 3312　めっき付着量　＊ Z06又はF06　○ ＿＿＿
○ JIS G 3322　めっき付着量　＊ AZ90　○ ＿＿＿
(14) スラットの種類　○ インターロッキング形
○ オーバーラッピング形

▷ 16. オーバーヘッドドア

セクション材料による区分	風圧力区分(Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材料
＊ スチールタイプ	○ 125 ○ 100	＊ バランス式 ○ チェーン式	○ スタンダード形 ○ ローヘッド形	＊ 溶融亜鉛めっき鋼板
○ アルミニウムタイプ	○ 75 ○ 50	○ 電動式	○ ハイリフト形 ○ ハーフネカバ形	○ ステンレス鋼板
○ ファイバーボードラスタイプ				
● ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）				

電動式の場合の障害物感知装置の設置箇所　○ 図示　(16.11.2)

▶ 17. ガラス
(1) 板ガラス　(16.14.2)
7. 標準仕様書の規定による品質・規格を満たす材料とする。
イ. ガラスの種類及び厚さは建具表による。
(2) ガラス留め材（防火戸以外）　(16.14.2)

該当	建具の種類	材種
○	アルミニウム製建具	＊ シーリング材　○ 建築用ｶﾞｽｹｯﾄ
○	鋼製建具	＊ シーリング材
○	ステンレス製建具	＊ シーリング材
○	鋼製軽量建具	＊ シーリング材
○	木製建具	＊ 押縁
●	樹脂製建具	＊ 建築用ｶﾞｽｹｯﾄ

(3) 板ガラスをはめ込む溝の大きさ　(16.14.3)(図16.14.1)
＊ 建具の製造所の仕様による　○
(1) 表面形状　図示　(16.14.5)
呼び寸法　図示
厚さ　図示
(2) 壁用金属枠、補強材　(16.14.5)
○ 設ける（形状　○ 図示　○ ）　○ 設けない
(3) 力骨の材質、寸法、形状：　(16.14.5)
材質　＊ ステンレス鋼(SUS304)　○
寸法　＊ 径5.5mm　○
形状　＊ はしご形板状及び単筋　○
(4) 金属製化粧カバーの材質、寸法、形状　(16.14.5)
材質　○ ステンレス製　○ アルミニウム製
寸法　○ 図示　○
形状　○ 図示　○
(5) 化粧目地モルタル　色＿＿＿＿　(16.14.5)
(6) シーリングの種類　＊ 図示　(16.14.5)
(7) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法：　(16.14.5)
＊ 図示　○
(8) 壁用金属枠
木下地の場合：　＿＿＿mm
(9) ガラスブロックの目地幅の寸法(mm)　(16.14.5)
7. 平積み
＊ 8～15　○ 15～25

▷ 18. ガラスブロック積み
イ. 曲面積み
＊ 曲率半径をガラスブロックの幅寸法の10倍以上とし、外側15mm以下、内側6mm以上
○
(10) 伸縮調整目地の位置：　(16.14.5)
＊ 幅6m以下ごとに10～25mm　○ 図示
(11) 目地部の横方骨の納まり　(16.14.5)
＊ ガラスブロック製作所の仕様　○ 図示

○ 第17章　カーテンウォール

項目	特記事項
▷ 1. カーテンウォールの性能	(1) 性能　(17.1.3) ○ 耐風圧性　○ S－4　○ S－5　○ S－6 ○ 耐火性(時間)　○ 30分　○ 1時間 ○ 耐震性　水平方向（　）鉛直方向（　） ○ 耐温度差性(℃)　○60　○70　○80 ＊ 水密性　○ W－4　○ W－5 ○ 遮音性　○ ＊ 気密性　○ A－3　○ A－4 ○ 断熱性(mh℃/kcal)　○
▷ 2. メタルカーテンウォール	(1) 金属材料の種類：　○ アルミニウム製　(17.2.2) ○ 鋼製　○ ステンレス製 (2) シーリング材、構造ガスケット、断熱材は図示 (3) 意匠の見え掛かり部分の仕上げは図示 (4) ガラス溝の寸法、形状等はカーテンウォール製造所の仕様による (5) 主要部材、躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差は表17.2.2及び表17.2.3による
▷ 3. PCカーテンウォール	(1) 材料　(17.3.2) ｱ. ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類、耐火目地材、断熱材、建具枠等は、図示 ｲ. ｺﾝｸﾘｰﾄの種類　○ 普通ｺﾝｸﾘｰﾄ　○ 軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ ｳ. ｺﾝｸﾘｰﾄの品質 ＊ 設計基準強度(Fc)：30N/mm2　＊ スランプ：12cm ＊ 鉄筋の種類：SD295 ｴ. 特殊鉄筋の径及び網目寸法：図示 (2) 形状及び仕上げ　(17.3.3) 7. 見え掛かり部の寸法許容差：標準仕様書 表17.3.1による ｲ. 仕上げ　○ ｳ. 構造ガスケットのアンカー溝の寸法及び寸法許容差 ＊ 図示による (3) 製作　(17.3.4) 鉄筋の組立：配筋計算書による (4) 取付け　(17.3.5) 取付け位置の寸法許容差：標準仕様書 表17.3.2による (5) ガラスの取付け　(17.3.6) 構造ガスケットを用いる取付：図示

● 第18章　塗装工事

項目	特記事項
▶ 1. 材料	(1) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量：　(10.1.3) ＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外 (2) 防火材料：　(18.1.3) ＊ 防火材料の指定は図面による ○
▶ 2. 素地ごしらえ	種別　(18.2.2～18.2.7)(表18.2.1～表18.2.7)

下地面等		種別
木部	不透明塗装塗りの場合	＊ A種　○ B種
	透明塗りの場合	＊ B種　○ A種
鉄鋼面	耐候性塗料塗り(DP)の場合	＊ B種　○ A種 ○ C種
	上記以外の場合	＊ C種　○ A種 ○ B種
亜鉛めっき鋼面		○ A種　○ B種
モルタル面及びせっこうプラスター面		＊ B種　○ A種
ホルタル面（DP以外）及びALCパネル面		＊ B種　○ A種
コンクリート面（DP）の場合		＊ A種　○ B種
押出成形セメント板面		＊ B種　○ A種
せっこうボード面及びその他ボード面	目地：細目処理工法	＊ A種　○ B種
	目地：細目処理工法以外	＊ B種　○ A種

▷ 3. 鋼止め塗装塗り

種別			鋼止め塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	見え係り部分	SOP	A種	＊ A種　○ B種
		DP	1回目C種 2,3回目D種	標準仕様書表18.3.4
		EP-G	＊ B種　○ A種	＊ A種　○ B種
	見え隠れ部分	SOP	A種	＊ B種　○ A種
		DP	1回目C種 2,3回目D種	標準仕様書表18.3.4
		EP-G	＊ B種　○ A種	＊ B種　○ A種
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具等	SOP	＊ A種　○ B種	＊ A種　○ B種
		DP	B種	標準仕様書表18.3.6
		EP-G	C種	＊ A種　○ B種
	鋼製建具以外	SOP	＊ B種　○ A種	＊ B種　○ A種
		DP	B種	標準仕様書表18.3.6
		EP-G	C種	＊ B種　○ A種

▶ 4. 塗料

種別	塗装	種別
合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	木部屋外	＊ A種　○ B種
	木部屋内	＊ B種　○ A種
	鉄鋼面	＊ B種　○ A種
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書表18.4.3
クリアラッカー塗り(CL)		＊ B種　○ A種
アクリル樹脂系非水分散型塗装塗り(NAD)		＊ B種　○ A種
耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面	標準仕様書表18.7.1
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書表18.7.2
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	○ A種　○ B種 ○ C種
つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)	ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面等	＊ B種　○ A種
	木部	標準仕様書表18.8.2
	屋内の鉄鋼面	＊ B種　○ A種
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書表18.8.4
合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)		＊ B種　○ A種
ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		＊ B種　○ A種
ステイン塗り	ピグメントステイン塗り	－
	オイルステイン塗り(OS)	－
木材保護塗料塗り(WP)	屋外	＊ B種　○ A種

塗料の種類等　(表18.5.1)
・ クリアラッカー塗り(CL)
種別がA種の場合における、標準仕様書 表18.5.1の工程2
・ 塗料の種類（　）
・ 耐候性塗料塗り(DP)　(表18.7.2)
上塗り塗装の等級　鉄鋼面（　）級
亜鉛めっき鋼面（　）級
・ ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)　(表18.10.1)
標準仕様書 表18.10.1の工程の着色　○ 着色する
・ オイルステイン塗り(OS)の仕様　(表18.11.2)
＊ 図示による　○

● 第19章　内装工事

項目	特記事項
▶ 1. ビニル床シート張り	ビニル床シート(JIS A 5705)　(19.2.2)

施工部位	種類	色柄	厚さ(mm)	工法
UT・WC	＊ FS	● ﾏｰﾌﾞﾙ	＊ 2.0	○ 突付け
○	○	○ ﾌﾞﾚｰﾝ	● 2.5	＊ 熱溶接
○	○	○ ﾏｰﾌﾞﾙ	＊ 2.0	○ 突付け
		○ ﾌﾞﾚｰﾝ	○	＊ 熱溶接
○	○	○ ﾏｰﾌﾞﾙ	＊ 2.0	○ 突付け
		○ ﾌﾞﾚｰﾝ	○	＊ 熱溶接

▷ 2. ビニル床タイル張り　ビニル床タイル(JIS A 5705)　(19.2.2)

施工部位	種類	色柄	寸法	厚さ(mm)
	＊ KT	○ ﾏｰﾌﾞﾙ		○ 2.5
○	○	○ ﾌﾞﾚｰﾝ		＊ 2.0
	＊ KT	○ ﾏｰﾌﾞﾙ		○ 2.5
○	○	○ ﾌﾞﾚｰﾝ		＊ 2.0
	＊ KT	○ ﾏｰﾌﾞﾙ		○ 2.5
○	○	○ ﾌﾞﾚｰﾝ		＊ 2.0

▷ 3. 特殊機能床材　(19.2.2)

施工部位	種類	性能	厚さ等(mm)
	帯電防止床シート	体積抵抗値（　）Ω以下	
	帯電防止床タイル		

(2) 視覚障害者用床タイル　(19.2.2)

区分	施工部位	種類	寸法(mm)
屋外		○ 塩化ビニル系	○ 300×300
		○ レジンコンクリート系	○
		○ 磁器質タイル	
屋内		○ 塩化ビニル系	○ 300×300
		○ 磁器質タイル	○

※　色は周囲の床材と識別しやすいものとする。
(3) 耐動荷重性床シート　(19.2.2)

施工部位	種類	厚さ(mm)	備考

(4) 防滑性床シート、防滑性床タイル　(19.2.2)

施工部位	種類	厚さ(mm)

(5) ビニル幅木：　(19.2.2)
厚さ(mm)　＊ 1.5以上　○ ＿＿＿
高さ(mm)　＊ 60　○ ＿＿＿
(6) ゴム床タイル：　(19.2.2)
種類　○ ＿＿＿　色柄　○ ＿＿＿
厚さ(mm)　○ ＿＿＿　寸法　○ ＿＿＿
(7) 接着剤：　(19.2.2)(表19.2.1)
ホルムアルデヒド放散量　＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別と施工箇所
種別　○ ＿＿＿
施工箇所　○ ＿＿＿
(8) ゴム床タイル用接着剤：　(19.2.2)(表9.2.2)
ホルムアルデヒド放散量　＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別と施工箇所
種別　○ ＿＿＿
施工箇所　○ ＿＿＿
(9) 接着剤：　(19.2.2)(表19.2.2)
ホルムアルデヒド放散量　＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別と施工箇所
種別　○ ＿＿＿
施工箇所　○ ＿＿＿

▷ 4. 工法
(1) 標準仕様書19.2.3以外の下地工法　(19.2.3)
○ 図示　○

▷ 5. カーペット敷き
(1) 織じゅうたん　(19.3.2)(表19.3.1)(表19.3.2)

該当	種別	織り方	パイルの形状	帯電性
○	○ A種 ○ B種 ＊ C種	○ ｳｨﾙﾄﾝ ○ ﾀﾞﾌﾞﾙﾌｪｰｽ ○ ｱｷｽﾐﾝｽﾀｰ	○ ループ ○ カット ○ 併用	○ 適用する （性能： ＊ 人体帯電圧3kV以下 ○ ○ 適用しない）

(2) タフテッドカーペット　(19.3.2)(表19.3.2)

該当	パイルの形状	パイル長	帯電性	工法
○	○ ループ ○ カット ○ 併用		○ 適用する （性能： ＊ 人体帯電圧3kV以下 ○ ○ 適用しない）	○ ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ ＊ 全面接着

(3) タイルカーペット　(19.3.2)(表19.3.2)

該当	種類	パイルの形状	寸法	総厚さ
○	＊ 第一種 ○ 第二種	＊ ループ ○ カット ○ 併用	＊ 500mm角	＊ 6.5mm ○

(4) 下敷き材：　第2種と号　○ ＿＿＿　(19.3.2)
＊ 呼び厚さ8mm　○ ＿＿＿
(5) 見切り、押さえ金物の材質、種類、形状：図示　(19.3.2)
(6) 接着剤：　(19.3.2)
ホルムアルデヒド放散量　＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外
(7) 織りじゅうたんの接合方法　(19.3.3)
＊ ヒートボンド工法　○ ＿＿＿

株式会社 栄滝建築設計事務所
一級建築士事務所　北海道知事登録（上）第86号
管理建築士　一級建築士　第264944号　末木　貴茂

代表となる設計者	末木　貴茂	一級建築士　第264944号	
その他の設計者			
作図	宮崎　雅矢	二級建築士　北海道　第（上）3421号	

工事名	北鷹栖団地 建替工事	図面番号 A－07
図面名	特記仕様書【新営】(4)	縮尺 A2:NoScale
		設計年月 2023.11

(8) タイルカーペット全面接着工法の敷き方： (19.3.3)
平場　＊ 市松敷き　○ 規格流し　○ ＿＿＿＿
階段部分　＊ 横棒流し　○ 市松敷き　○ ＿＿＿＿

▷ 6. 合成樹脂塗床　(1) 厚膜型塗床材(弾性ウレタン樹脂系塗床材)　(19.4.3)(表19.4.4)

施工部位	区分	仕上げの種類	厚さ
	＊ 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	＊ 平滑 ○ 防滑 ○ つや消し	
	＊ 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	＊ 平滑 ○ 防滑 ○ つや消	

(2) ホルムアルデヒド放散量：　(19.4.2)
＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外

(3) 厚膜型塗床(エポキシ樹脂系塗床材)　(19.4.3)(表19.4.5～7)

施工部位	区分	工法	仕上げの種類	厚さ
	＊ 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系 ＊ 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル ○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防滑 ○ 平滑 ○ 防滑	

(4) ホルムアルデヒド放散量：　(19.4.2)
＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外

(5) 薄膜型塗床材(エポキシ樹脂塗床材)　(19.4.3)(表19.4.8)

施工部位	区分	工法	仕上げの種類	厚さ
			＊ 平滑	

(6) 薄膜型塗床材のホルムアルデヒド放散量：　(19.4.2)
＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外

▶ 7. フローリング張り　(1) ○ 適用しない　(19.5.5)
● 適用する
○ フローリングボード（直張用）　(表19.5.5)
樹種：＊ なら　○ ＿＿＿＿
● 複合フローリング（直張用）　(表19.5.6)
種別：○ A種　● B種　○ C種
樹種：＊ なら　○ さくら　○ ひのき、まつ
○ フローリングブロック
樹種：
厚さ：
幅：
長さ：

(2) フローリング裏面の不陸緩和材　(19.5.5)
＊ 合成樹脂発泡シート
○

(3) 特殊フローリング

品名	表面材の材種	仕上げ塗装
○ 屋体実験ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ(JIS A 6519)	＊ なら　○	
○ 柔剛遮場の床(JIS A 6519)	＊ なら　○	

(4) フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　(19.5.2)
＊ F☆☆☆☆・接着剤等不使用　○

(5) 接着工法におけるフローリング裏面の緩衝材：　(19.5.5)
＊ 合成樹脂発泡シート　○
フローリングブロック

樹種	厚さ	大きさ	適用

▷ 8. 畳敷き　(1) 普通畳の種別　(19.6.2)(表19.6.1)
○ A種　○ B種　○ C種　＊ D種
D種の場合の畳床○ KT－Ⅰ　○ KT－Ⅱ　＊ KT－Ⅲ
○ KT－K　○ KT－N

(2) 柔道畳
畳床は、JIS A 5901（畳床）の２級品とし、畳表は、柔道用レザー表地（裏地ビニロン使用）とする。

▶ 9. せっこうﾎﾞｰﾄﾞ及びその他のﾎﾞｰﾄﾞ及び合板張り　(1) せっこうボード及びその他のボードの種類、厚さ等
＊ 図示　○ ＿＿＿＿

7. ホルムアルデヒド放散量：
＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外

(2) せっこうボードの目地工法：　＊ 突付け工法　(19.7.3)
○ 継目処理工法
○ 目透し工法
密度　＊ 高性能16Kg/m3　○ ＿＿＿Kg/m3

▷ 10. 合板張り　(1) 普通合板は、「合板の日本農林規格」の規格品で、板面の品質は１・２等込みとし、難燃合板及び特殊合板は、それぞれ「難燃合板の日本農林規格」及び「特殊合板の日本農林規格」の規格品とする。

(2) 19.7.2(1)にかかわらず、防火材料の認定品の使用は指定のあったときとする。

(3) 下地の種類：図示　(19.7.3)

(4) 普通合板の種類等　(19.7.2)

表板の種類	板面の品質	処理	厚さ（mm）
生地、透明塗料塗り ＊ ラワン程度 ○ 不透明塗料塗り ＊ しな程度 ○	○	○ 防虫処理	○

(5) 天然木化粧合板の規格　(19.7.2)

化粧板の樹種	処理	厚さ（mm）
○	○ 防虫処理	○

(6) 特殊加工化粧合板の規格　(19.7.2)

化粧加工の方法	表面性能	処理	厚さ（mm）
○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装等	○	○ 防虫処理	○

(7) 合板類、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量：
＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外

(8) 合板の強付けの種別：　＊ B種　○ A種　(表19.7.3)

▶ 11. 壁紙張り　(1) 材料　(19.8.2)

7. 壁紙の種類等：

施工部位	防火種別	種類
図示	＊ 1 － 1 ● 2 － 2	○ 紙・布 ● ビニールクロス
	＊ 1 － 1 ○ －	○ 紙・布 ○ ビニールクロス

個別認定の一例

防火種別	不燃下地	不燃石膏ボード	準不燃下地	金属下地
1－1	不燃	不燃	準不燃	準不燃
1－2	不燃	準不燃	準不燃	難燃
1－3	不燃	準不燃	準不燃	
2－1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃
2－2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃
2－3	準不燃	準不燃	準不燃	

防火種別　左の数字は、旧告則認定における検定級に基づく区分

イ. 壁紙のホルムアルデヒド放散量　(19.8.2)
＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外

ウ. 素地ごしらえの種別　(19.8.3)
モルタル・せっこうプラスター面　＊ B種　○ A種
コンクリート・ＡＬＣ面　＊ B種　○ A種
せっこうボード面　＊ B種　○ A種

▶ 12. 断熱・防露　(1) 共通事項　ノンフロン仕様とする。　(19.9.2)

(2) 硬質ウレタンフォーム保温板他

施工部位	材料の種別	材料の類別及び品質
基礎断熱 土間下敷込	＊ (JIS A 9521)ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（EPS） ● (JIS A 9521)押出法ポリスチレンフォーム保温板（XPS） ○	＊ 1号 ● 3種b （表皮付き） ● 2種b
屋根外断熱	＊ (JIS A 9521)押出法ポリスチレンフォーム保温板（XPS） ○	＊ 3種b （表皮付き）
外壁・天井	＊ (JIS A 9521)ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（EPS） ● (JIS A 9521)押出法ポリスチレンフォーム断熱材（XPS） ○ (JIS A 9521)硬質ウレタンフォーム断熱材（PUF） ○ (JIS A 9521)フェノールフォーム断熱材（PF）	● 2種b ● 3種b　号
	○	○

☆ フェノールフォーム断熱材及び張付用断熱材の接着剤
ホルムアルデヒド放散量：　＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外
※ 施工部位及び部位毎の厚さについては図面による。図面特記がない場合の各部位の厚さは、押出法ポリスチレンフォーム保温板２種bで下表の数値以上とし、他のものは、これと同等以上の断熱効果（熱伝導率0.034以下）を有する厚さとする。

地区	道南・道央	道北・道東	施工範囲
外気に接する床	＊50 ○	＊50 ○	
外気に接しない床	＊30 ○	＊30 ○	
外壁面	＊30 ○	＊40 ○	
最上階スラブ下端	＊40 ○	＊50 ○	

(3) 吹付硬質ウレタンフォーム
ア. 外壁面の開口周辺部には、開口部枠材と外壁面保温板の隙間にウレタンフォームを吹付け、その厚さは、外壁面保温板と同等以上の断熱性能を有するものとする。

イ. 外壁面のフォームタイの露出部分には、結露防止のためウレタンフォームを吹付ける。

ウ. 板状断熱材を打込んだ場合で、断熱材の継目にコンクリート「のろ」が流出したり、隙間が生じた場合は、Ｖカットのうえ発泡ウレタン処理をする。

(4) グラスウール断熱材は、JIS A 9521（建築用断熱材）の規格品とする。

(5) ロックウール保温材は、JIS A 9504（ロックウール保温材）またはJIS A9521(建築用断熱材)の規格品とし、密度は、保温板80Kg/m3フェルト及びマット40Kg/m3とする。

(6) ブローイング工法は、JIS A 9523（吹込み用グラスウール断熱材）JIS A 9524(吹込み用ロックウール断熱材)又は JIS A 9525（吹込み用セルロースファイバー断熱材）による。

● 第２０章　ユニット及びその他工事

項目	特記事項
▷ 1. ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ	(1) 仕様　(20.2.2)

施工箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗
○ 500×500			○ 1.0G ○ 0.6G	○ 3,000N ○ 5,000N	○ U値（ｸﾗｽ1） ○ U値（ｸﾗｽ2）	○ R≧1×10Ω6 ○
○ 500×500			○ 1.0G ○ 0.6G	○ 3,000N ○ 5,000N	○ U値（ｸﾗｽ1） ○ U値（ｸﾗｽ2）	○ R≧1×10Ω6 ○

(2) 性能　(20.2.2)
＊ 標準仕様書20.2.2による　○ 図示

(3) 寸法精度　(20.2.2)
＊ 標準仕様書20.2.2による　○ 図示

▷ 2. 可動間仕切　(1) 仕様　(20.2.3)

構造形式	表面材質	パネル表面仕上げ	遮音性能	不燃材料の認定
○ スタッド式（内蔵） ○ スタッド式（露出） ○ パネル式 ○ スタッドパネル式	○ 鋼板	○ ﾒﾗﾐﾝ樹脂塗料又は ｱｸﾘﾙ樹脂塗料焼付 ○	○ 0 ○ 12 ○ 20 ○ 28 ○ 36	○ あり ○ なし

(2) ホルムアルデヒド放散量　＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外

(3) パネル内に取り付ける建具　(20.2.3)
○ あり（図示）　○ なし

▷ 3. 移動間仕切　(1) 仕様　(20.2.4)

走行方法	操作方法	パネル圧接装置	遮音性	表面仕上げ
○ 平行方向 ○ 二方向	○ 手動式 ○ 電動式 ○ 部分電動式	○ プッシュ式 ○ ハンドル回転式	○ 一般タイプ （36db未満） ○ 遮音タイプ （36db以上）	○ 焼付塗装

(20.2.4)

(2) 取付部品・ハンガーレール・ランナーの取付け下地の補強：
＊ 取付金具重量の５倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。
○ ＿＿＿＿
(20.2.4)

あと施工アンカー類を使用する場合の材質、寸法等
＊ 図示　○ ＿＿＿＿

▷ 4. トイレブース　(20.2.5)
(1) 表面材　○ メラミン樹脂系　○ ポリエステル樹脂系
(2) 脚部
形状　＊ 幅木タイプ　○ ＿＿＿＿
材質　＊ ステンレス製　○ ＿＿＿＿

(3) ホルムアルデヒド放散量　＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外

▶ 5. 手すり　(1) 材種　● ステンレス製SUS304　(20.2.6)
○ アルミニウム合金製
○ 鋼製

(2) 仕上げ　● 塩ビ被覆

▷ 6. 階段滑り止め　(1) 材種　＊ ステンレス製　(20.2.7)
(2) 取付け工法 ○ 埋込み工法　＊ 接着工法
(3) 巾　○ 30mm　○ 35mm　○ 40mm
(外部) ＿＿＿＿
(内部) ＊ ステンレス製及び黄銅製のものはﾋﾞﾆﾙｷｬﾌ付入りとする。

▷ 7. 黒板及びﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ　(1) 黒板

区分	種類	色	形式
＊ 焼付け ○	○ 鋼製黒板 ○ ほうろう黒板	＊ 緑 ○	○ 平面 ○ 曲面

※ｱﾙﾐﾆｳﾑ枠、ﾁｮｰｸ溝、ﾁｮｰｸ入れ、ﾁｮｰｸ粉入れ付き
標準仕様書20.2.9によるほか、優良遮産品認定品も可とする。

(2) ホワイトボード

区分	種類	色	形式
＊ ○	＊ ほうろう	＊ 白 ○	○ 平面 ○ 曲面

標準仕様書20.2.9によるほか、優良遮産品認定品も可とする。

▷ 8. 鏡　(1) 施工箇所　＊ 図示　○ ＿＿＿＿　(20.2.10)
(2) 厚さ　＊ 5mm　○ ＿＿＿＿

▷ 9. 表示　(20.2.11)
(1) ○ 衝突防止表示　（ ＊ 図示　○ ＿＿＿＿ ）
(2) ○ 法令に基づく表示　（ ＊ 図示　○ ＿＿＿＿ ）
(3) ○ 室名札　（ ＊ 図示　○ ＿＿＿＿ ）
(4) ○ ピクトグラフ　（ ＊ 図示　○ ＿＿＿＿ ）
(5) ○ 案内板　（ ＊ 図示　○ ＿＿＿＿ ）

▷ 10. タラップ　(1) 材料の種類及び仕上げ　(20.2.12)
＊ ステンレス製SUS304　（ ＊ 研磨等不要　○ 研磨等 ）
○ アルミニウム合金製　（ ＊ 研磨等不要　○ 研磨等 ）
○ 鋼製　（ ＊ 研磨等不要　○ 研磨等 ）

▷ 11. 煙突ライニング　(1) ○ 煙突用成型ライニング材　(20.2.13)
適用安全使用温度：　○ ＿＿℃
(2) 工法　（ ＿＿＿＿ ）

▷ 12. ブラインド　(1) ブラインドの形式　○ 横形　○ 縦形　(20.2.14)
(2) 種類及び開閉方式等　＊ 図示

▷ 13. ロールスクリーン　(1) 操作方法　○ スプリング式　(20.2.15)
○ コード式（チェーン式）　○ 電動式
(2) 幅及び高さ　＊ 図示
(3) 防炎性能等の材質や品質等　＊ 図示
(4) 巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料
＊ 製造所の仕様による　○ ＿＿＿＿

▶ 14. カーテン及びカーテンレール　(1) カーテンのシングル・ダブルの別、引き分け等の形式、(20.2.16)
開閉操作方式：図示による
(2) カーテン用生地等　＊ 図示
(3) カーテンレール
＊ ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びｱﾙﾐﾆｳﾑ合金の押出し成型材

▶ 15. 肢体不自由者用手すり（既製）　(1) 材種　＊ ステンレス製　● ＬＶＬ(単板積層材)　(20.2.16)
(2) 表面仕上　＊ 塩化ビニル樹脂又はナイロン樹脂　○ ＨＬ仕上
● 樹脂化粧シート

▶ 16. 建物周囲砂利敷き及び軒下縁石　(1) 建物周囲の砂利敷きはＢ種とする。
(2) 軒下縁石の寸法及び断面は設計図面による。図面特記がなければ、コンクリートブロックの寸法120×150×600mmとし、基礎断面は下図による。　(21.3.1)

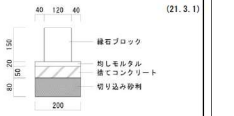

▶ 17. 点検口

施工部位	種	寸法（mm）	錠
天井	● アルミニウム製 ○ 木製	● 450×450 ○ 600×600	● あり ● なし
床下	● アルミニウム製 ○ 木製	● 450×450 ○ 600×600	○ あり ● なし
	○	○ 450×450 ○ 600×600	○ あり ○ なし

※　床下点検口は裏面ウレタン発泡とする。

▷ 18. 屋上緑化　(1) 植栽基盤：　(23.5.2)
○ 屋上緑化システム　○ 屋上緑化軽量システム
(2) その他必要な事項は、図面による。図面に指示が無い場合は、システム製作所の仕様による。

▷ 19. 検番号　図面図示の箇所に（ ＊ 設置　○ 記入 ）
▷ 20. 換気口　室内　＊ プラスチック製　寸法φ１５０
床下　＊ 鋳鉄製　寸法１６０×３７５
○ 樹脂製
▷ 21. 連絡板　ＢＬ規格品　○ ６戸用　○ ＿＿＿戸用
▷ 22. 家屋段階調査　○ 次のそれぞれの工事終了後、家屋の調査を行うこと。
○ 杭工事　○ 土工事　○ 躯体工事
・ 調査は「補償コンサルタント登録規定（昭和59年9月21日建設省告示第１３４１号）」による事業損失部門に登録している業者に調査させること。
・ 調査箇所は、当該敷地に隣接する敷地の家屋とする。
調査戸数　＿＿戸
・ 調査内容は、工事監督員と協議すること。

● 第２１章　その他

項目	特記事項
▷ 1. 概数等発注	(1) 次に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。 なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること。 (2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。 (3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては、施工前に工事監督員と協議すること。 なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。 (4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。 (5) 概数 ア. 工事数量総括表細目別内訳の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目・数量 イ. 次の項目・数量

区分	設計数量（単位）		確定数量（単位）	
	積込・運搬量	処分量	積込・運搬量	処分量

項目	特記事項
▶ 2. 相当隙間面積	住宅の床面積1㎡当たり相当の隙間面積を5.0㎠以下とすること。（気密測定により確認）

株式会社 柴滝建築設計事務所
一級建築士事務所　北海道知事登録（上）第８６号
管理建築士　一級建築士　第２６４９４４号　末木　貴茂

代表となる設計者	末木　貴茂	一級建築士　第264944号
その他の設計者		
作図	宮崎　雅矢	二級建築士　北海道　第（上）3421号

工事名	北鷹栖団地　建替工事
図面番号	Ａ－０８
図面名	特記仕様書【新営】（５）
縮尺	A2:NoScale
設計年月	2023.11

■工事概要

工事名称	北鷹栖団地建替工事
建物用途	長屋(用途番号:08050)
	消防法用途区分：長屋
工事種別	新築
敷地概要	
地名地番	北海道上川郡鷹栖町14線16号8491-1の内、8518の内
敷地面積	1,340.55㎡
都市計画	区域外
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし

建物概要	
構造種別	木造・平屋建て
建築面積	346.05㎡
延床面積	306.82㎡
建ぺい率	25.82%
容 積 率	22.89%
備　　考	

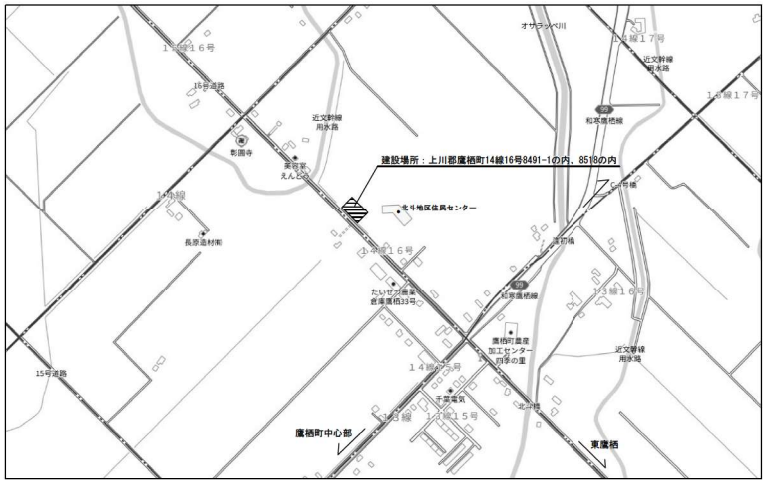

■敷地面積計算表（㎡）

①	52.544	×	25.513	÷	2	=	670.277536
②	52.544	×	25.513	÷	2	=	670.277536
					合計		1,340.555072
					再計		1,340.55

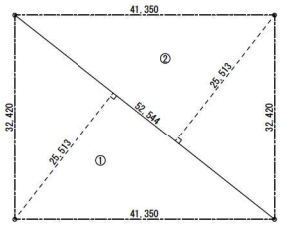

敷地求積図図　S:1/600

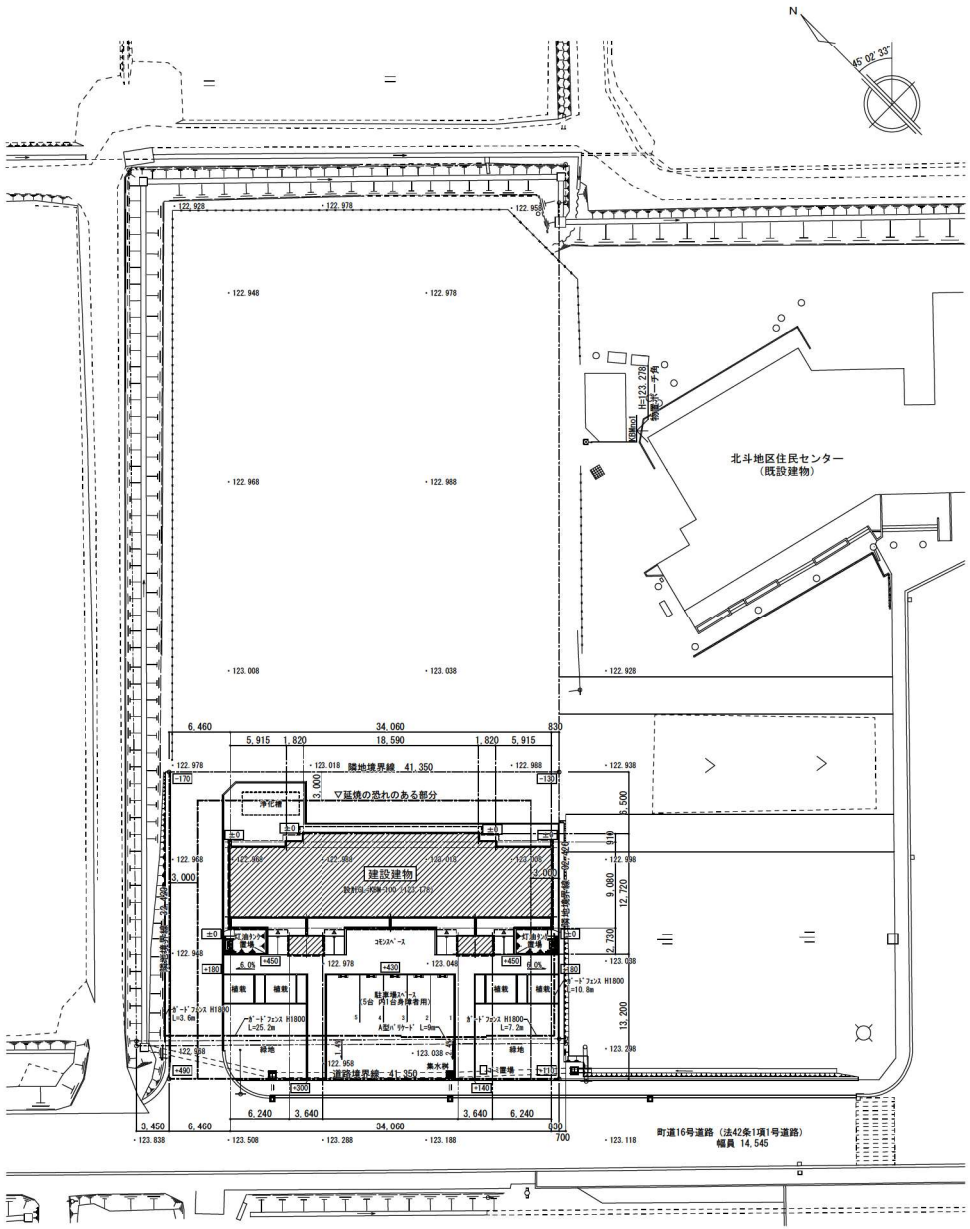

配置図・仮設計画図　S:1/400

■凡例

***	設計GLからの高さを示す
・***	現況地盤高さを示す

株式会社 柴滝建築設計事務所
一級建築士事務所　北海道知事登録（上）第８６号
管理建築士　一級建築士　第２６４９４４号　末木　貴茂

代表となる設計者	末木　貴茂	一級建築士　第264944号	
その他の設計者			
作　　図	宮崎　雅矢	二級建築士　北海道　第（上）3421号	

工事名	北鷹栖団地 建替工事
図面番号	A－09
図面名	配置図・附近見取図・仮設計画図
縮尺	A2:1/400
設計年月	2023.11